

別冊資料

福岡市再犯防止推進計画（案）

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

福岡市

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨等 P 1
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

第2章 再犯防止を取り巻く現状

- 1 犯罪者処遇の概要 P 4
- 2 犯罪の発生状況 P 5
 - (1) 刑法犯 認知件数、検挙人員、検挙率の推移（全国）
 - (2) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（全国）
 - (3) 刑法犯 認知件数、検挙人員、検挙率の推移（市）
 - (4) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（市）
 - (5) 刑法犯 罪種別、検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（市）
 - (6) 刑法犯 年齢別、検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（市）
- 3 更生保護に関する状況 P11
 - (1) 再入所者のうち、前刑出所時に帰住先がなかった者の数及びその割合（県）
 - (2) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（県）
 - (3) 協力雇用主登録社数及び業種（市）
 - (4) 保護司委嘱数及び充足率（市）
 - (5) 保護観察対象者数（市）
- 4 市政アンケート（「再犯の防止」について） P14

第3章 基本理念・基本方針

- 1 基本理念 P16
- 2 基本方針 P16
- 3 参考指標 P17

第4章 取組みの展開

- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進 P19
- 2 関係機関との連携強化 P24
- 3 民間協力者の活動との連携 P27
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり P30
- 5 住居の確保等による社会の居場所づくり P36

- 6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進・・・P41
 - (1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等
 - (2) 薬物依存を有する者への支援等
- 7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援・・・P50
- 8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導・・・P55

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制・・・P61
- 2 進行管理・・・P61

参考資料

- 1 再犯防止の推進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 104 号）[概要]
- 2 再犯防止推進計画（平成 29（2017）年 12 月閣議決定）[概要]
- 3 福岡市再犯防止推進連絡会議設置要綱
- 4 福岡市再犯防止推進検討会設置要綱
- 5 用語集

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成 14(2002) 年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、令和 2(2020)年には、約半数の 49.1%に達しました。

こうした状況を受け、平成 28(2016)年 12 月、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成 14（2002）年の 57,578 件をピークに減少傾向にありましたが、人口千人当たりの当該件数では、政令指定都市中ワースト上位で推移してきたことを踏まえ、平成 26（2014）年 4 月に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」を制定し、平成 27（2015）年 3 月に条例に位置付ける「推進計画」として「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」を策定しました。

以降、計画に基づき、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けた具体的な防犯施策を推進してきました。

こうした結果、市内の刑法犯認知件数は令和 2（2020）年には 10,798 件となり、平成 14（2002）年の 57,578 件から、その割合はマイナス 81.2%と大きく減少しましたが、福岡市における再犯者率は、令和 2（2020）年には 46.5%であり、約半数が再犯者となっています。

犯罪や非行をした人たちの中には、薬物事犯者や高齢者・障がいのある人など福祉による支援が必要な人、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する人など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う人が多く存在します。

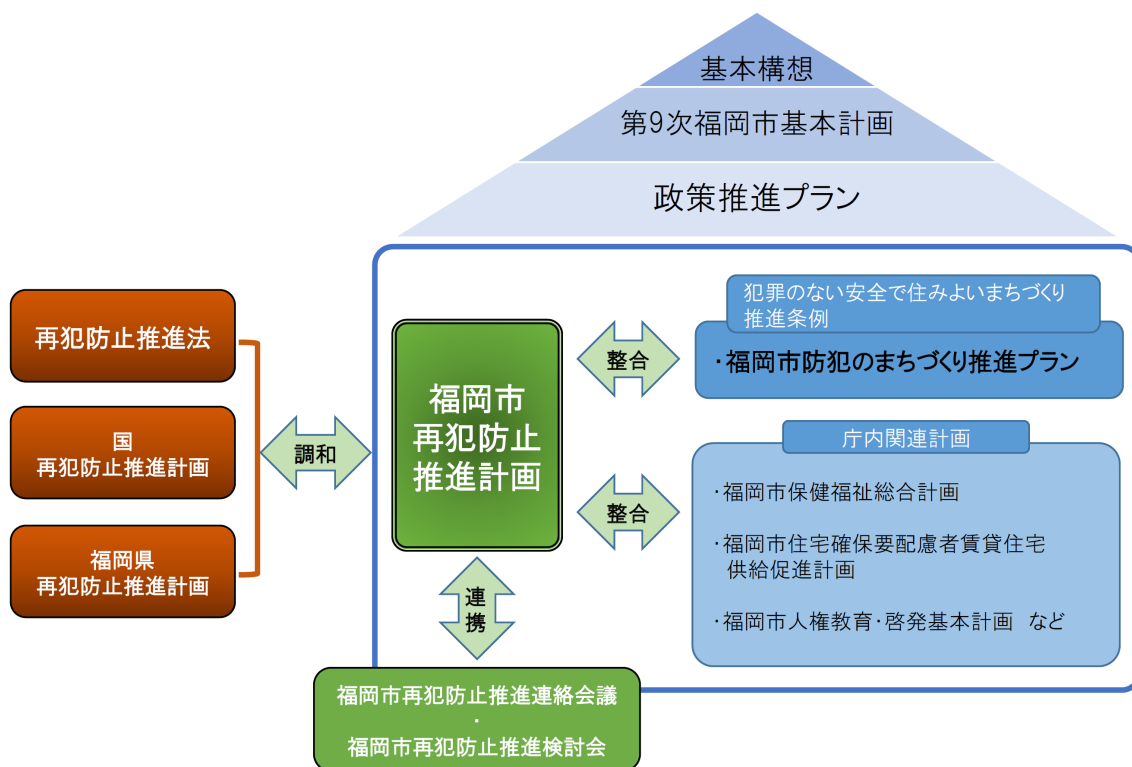
福岡市としても国や県、民間団体その他の関係者と連携、協力して、再犯防止に必要な取組みを推進することで犯罪や非行をした人たちが孤立することなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「福岡市再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、福岡市における再犯防止推進施策を総合的かつ計画的に推進する計画とします。

計画の推進にあたっては、“福岡市防犯のまちづくり推進プラン”の実実施計画と位置づけ、整合性を図るとともに、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、施策を実行していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、関係法令の改正や再犯防止を取り巻く状況の変化に対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

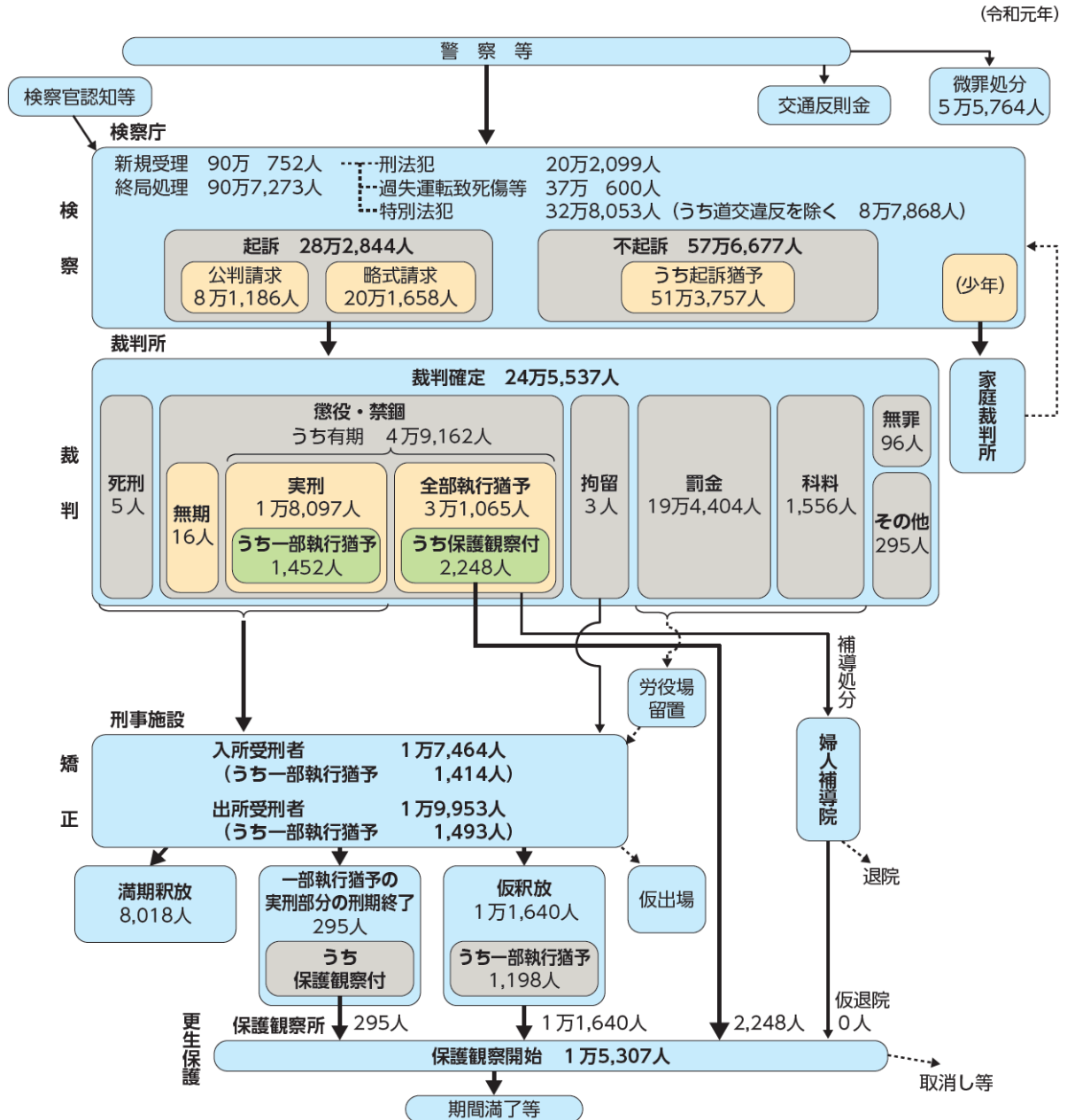
(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画では、「犯罪や非行をした人たち」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人のことをいいます。これには、矯正施設を退所した人だけでなく、警察で微罪処分になった人や検察で不起訴処分（起訴猶予）となった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人等も含まれます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪や非行をした人たちが犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

第2章 再犯防止を取り巻く現状

1 犯罪者処遇の概要



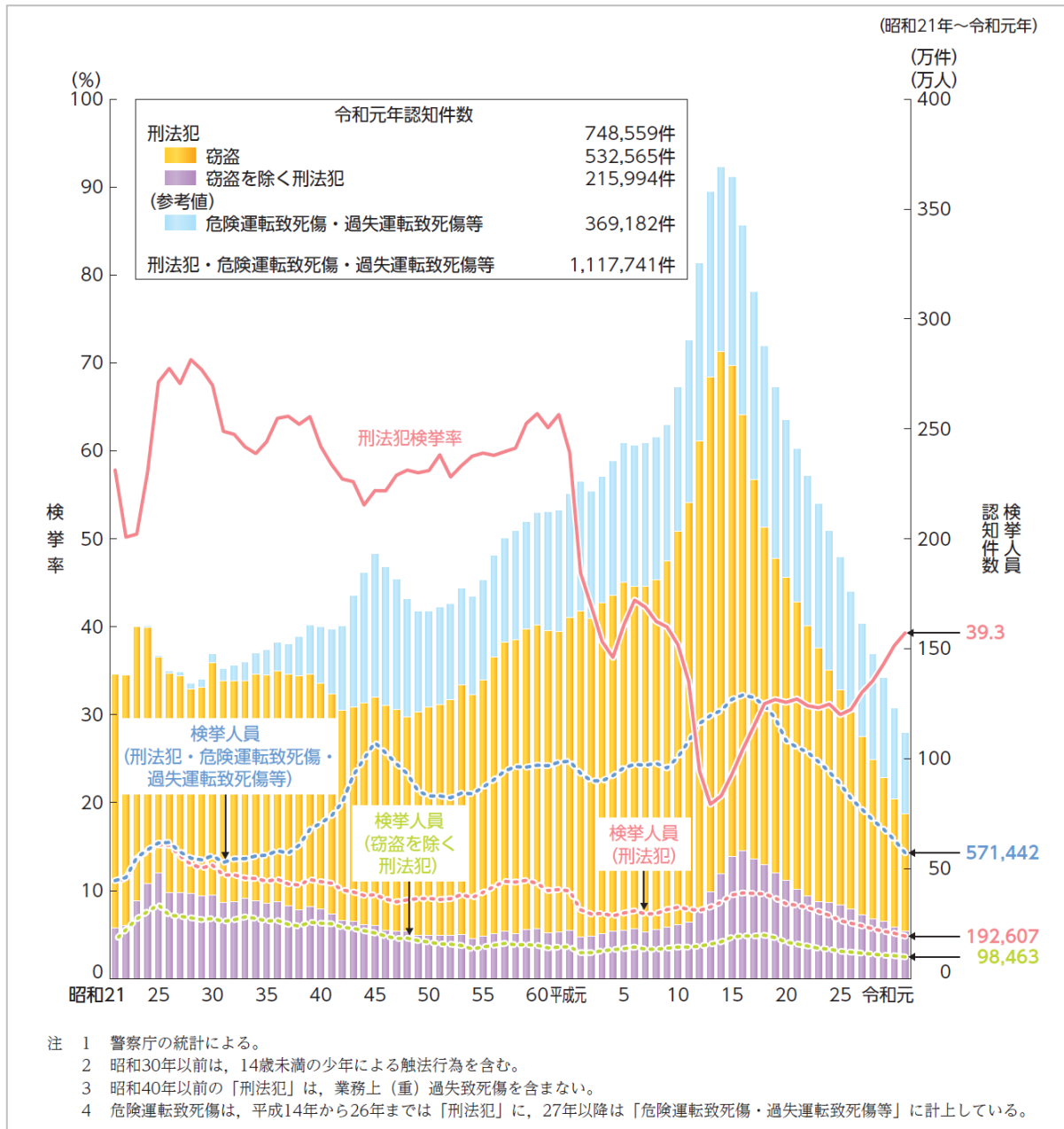
- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
- 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
- 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
- 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
- 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
- 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
- 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
- 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

出典：令和2年版犯罪白書

2 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯 認知件数、検挙人員、検挙率の推移（全国）

全国における刑法犯^{※1}の認知件数^{※2}は、平成14（2002）年の285万4,061件をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年は74万8,559件と戦後最少を更新しました。



出典：令和2年版犯罪白書

※1 刑法犯

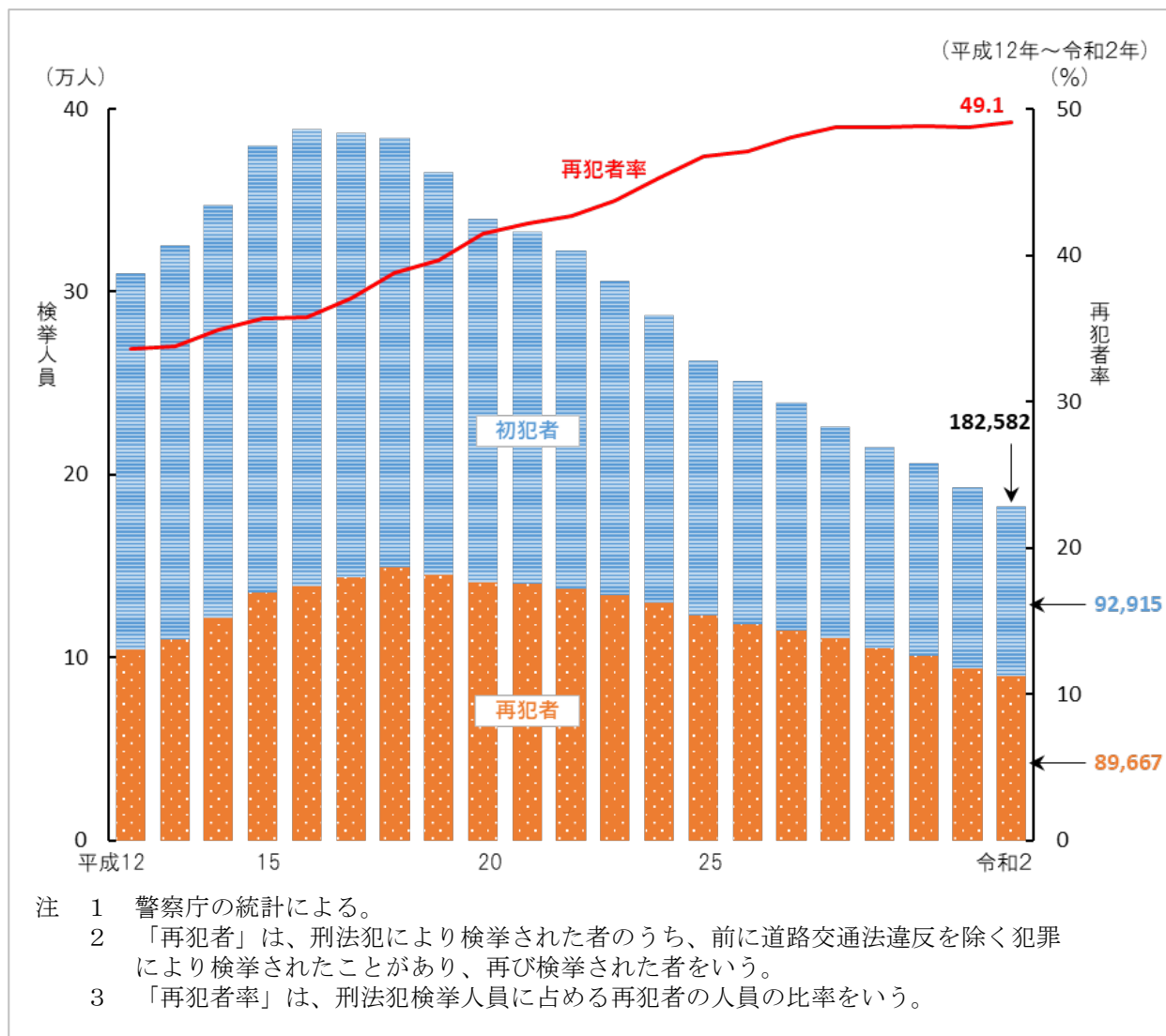
刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。

※2 認知件数

警察が発生を認知した事件の数のこと。

(2) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（全国）

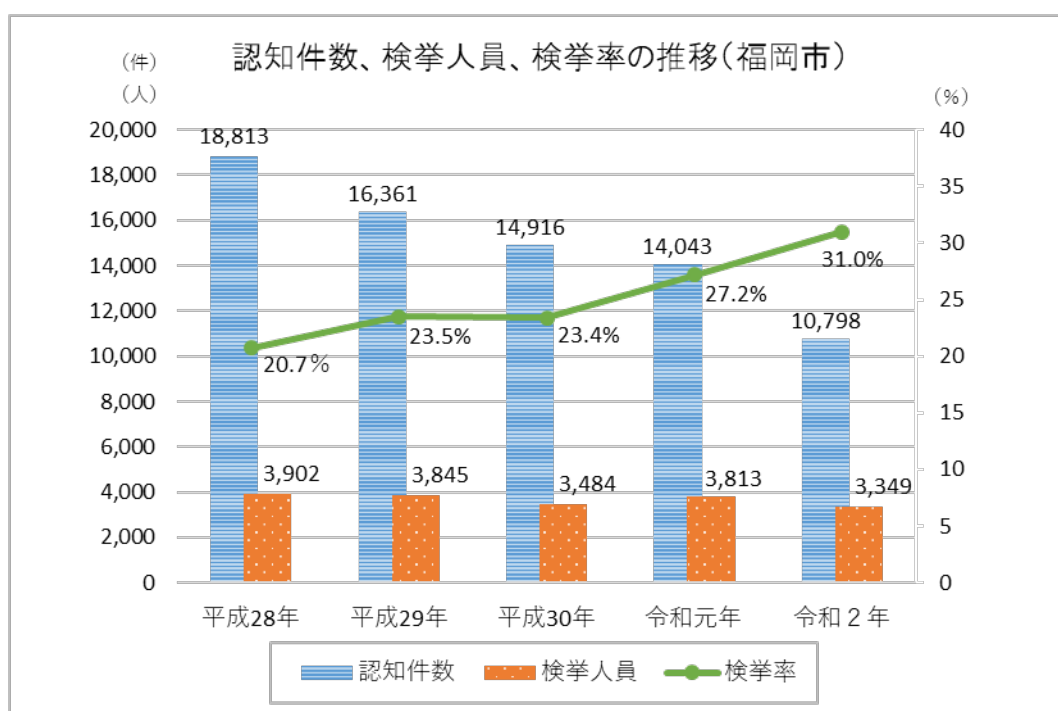
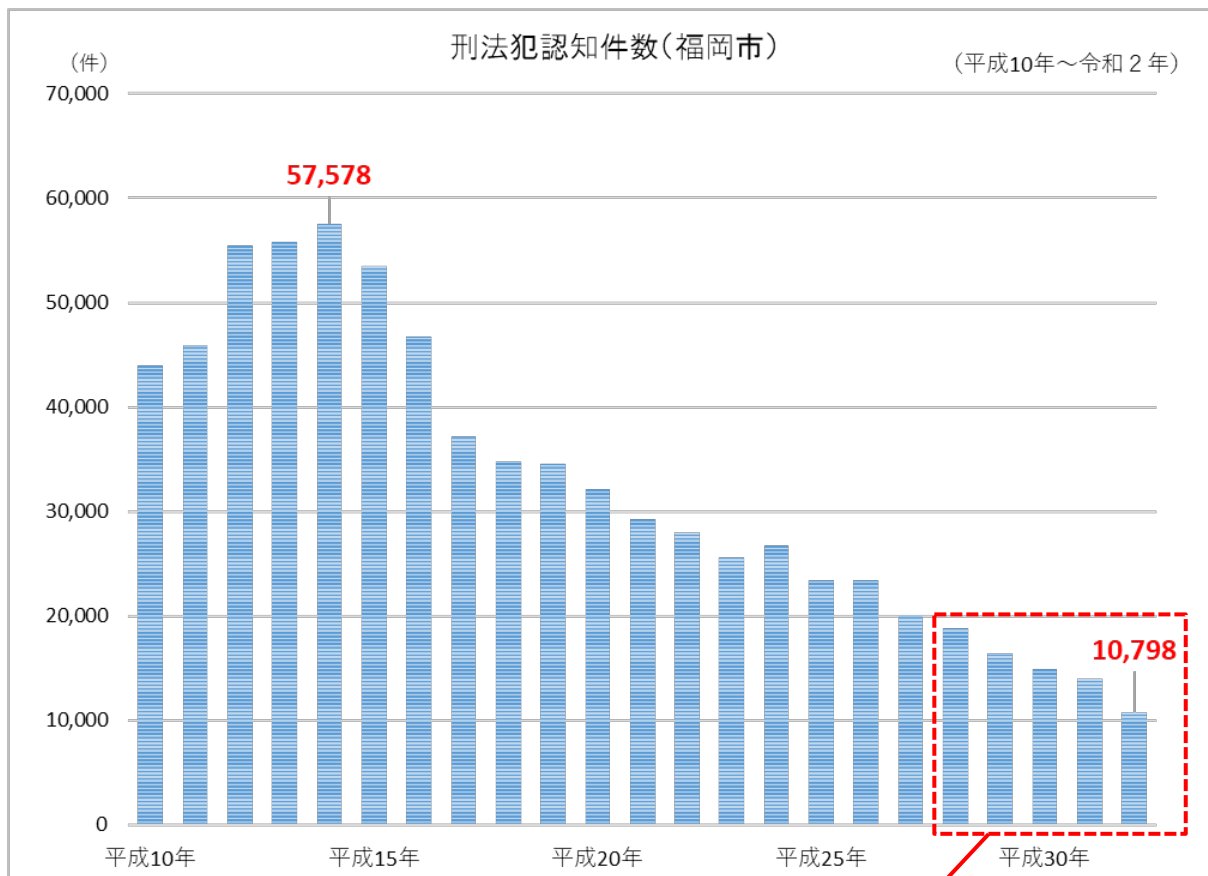
全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方、再犯者率は上昇傾向にあり、令和2（2020）年には、49.1%に達しました。



資料：法務省

(3) 刑法犯 認知件数、検挙人員、検挙率の推移（市）

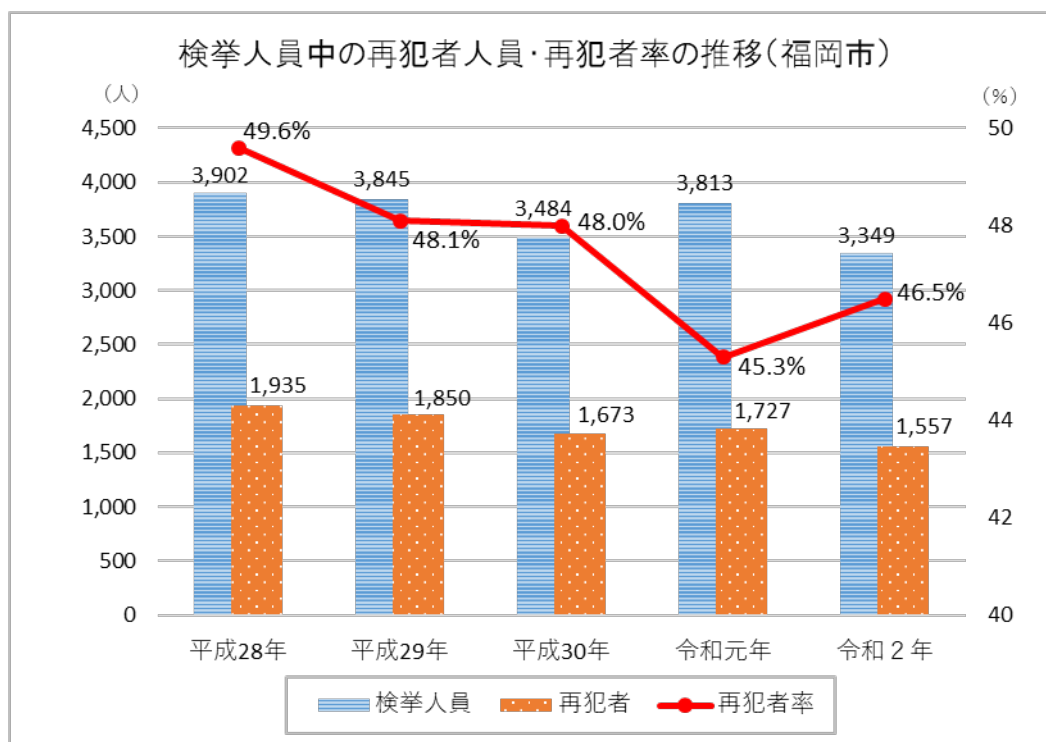
本市における刑法犯の認知件数は、平成 14（2002）年の 5 万 7,578 件をピークに減少傾向にあり、令和 2（2020）年は 1 万 798 件となりました。



資料：福岡県警察

(4) 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（市）

本市における令和2（2020）年の刑法犯検挙人員中の再犯者数は1,557人であり、再犯者率は46.5%となっています。



資料：福岡県警察

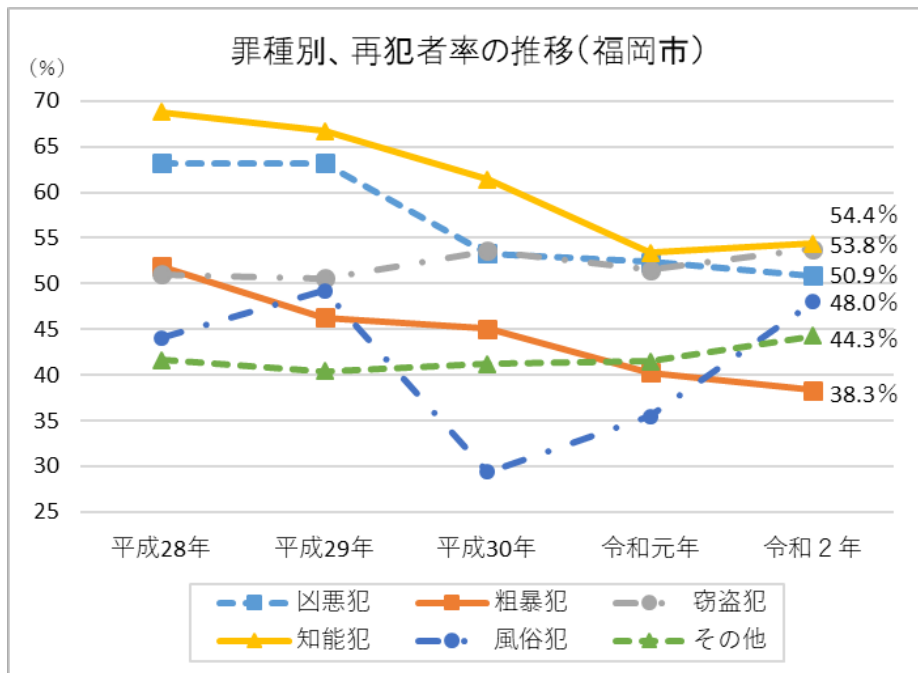
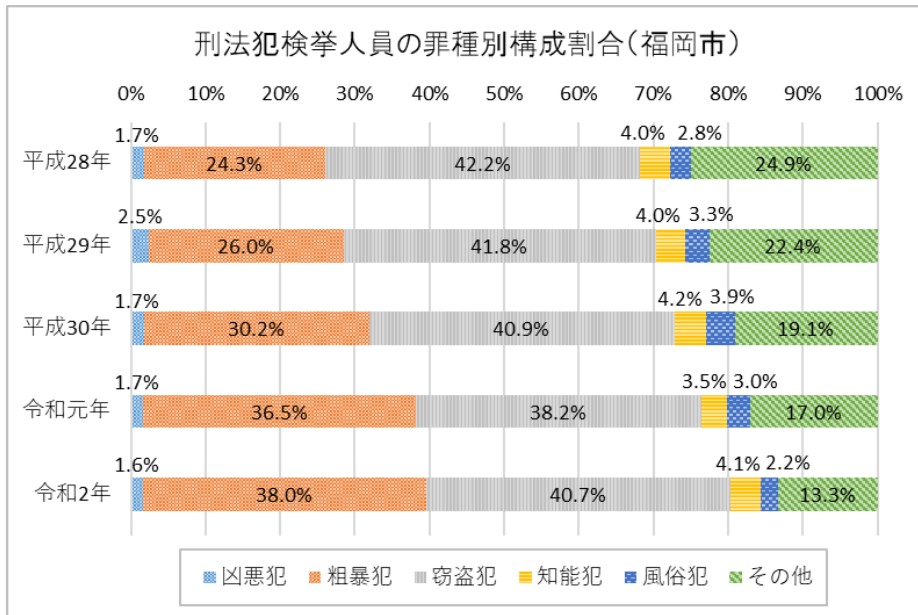
(5) 刑法犯 罪種別、検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（市）

本市における令和2（2020）年の刑法犯罪種別検挙人員については、窃盗犯が最も多く1,364件であり、全体の約4割を占めています。

再犯者率については知能犯が最も高く54.4%となっています。

令和2(2020)年中 罪種別検挙人員・再犯者数・再犯者率(福岡市)

令和2年	検挙者数(人)	再犯者数(人)	再犯者率
凶悪犯	53	27	50.9%
粗暴犯	1,274	488	38.3%
窃盗犯	1,364	734	53.8%
知能犯	136	74	54.4%
風俗犯	75	36	48.0%
その他	447	198	44.3%
合計	3,349	1,557	46.5%



資料：福岡県警察

注 包括罪種の内容

凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交等

粗暴犯：暴行、脅迫、恐喝等

窃盗犯：空き巣、自転車盗、車上ねらい等

知能犯：詐欺、横領、通貨偽造等

風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ等

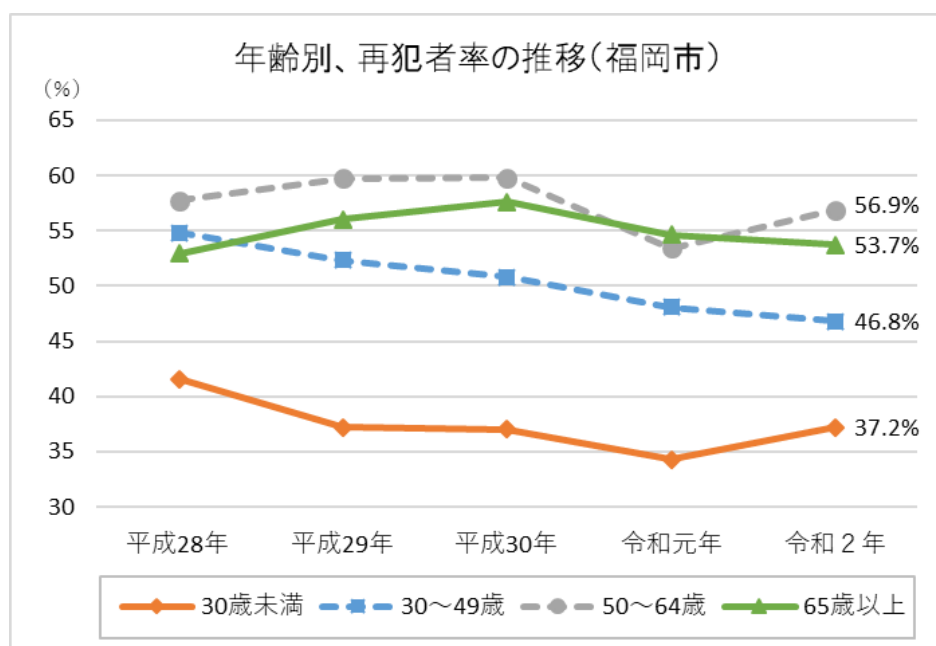
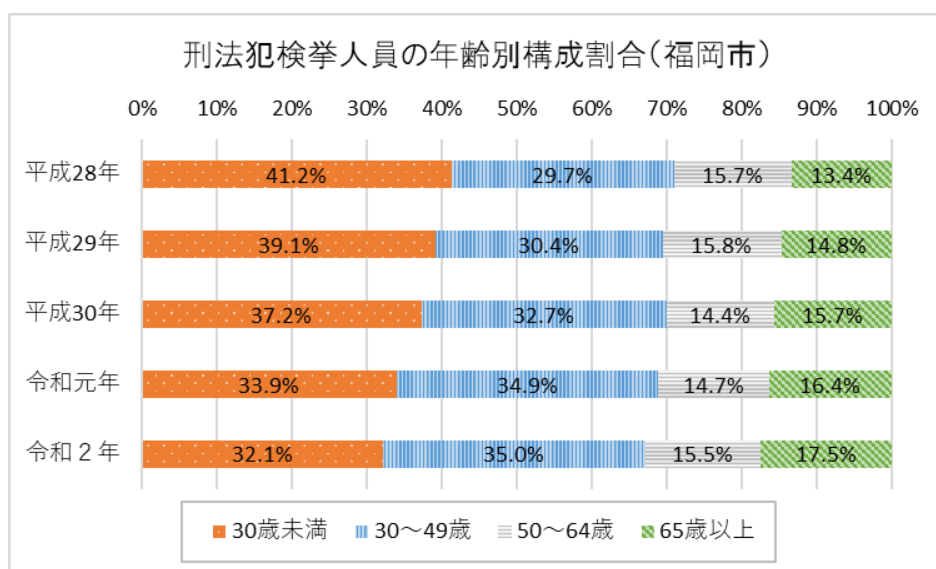
その他：占有離脱物横領、器物破損等

(6) 刑法犯 年齢別、検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（市）

本市における令和2（2020）年中の刑法犯年齢別検挙人員については、30～49歳が最も多く1,171件であり、再犯者率については、50～64歳が最も高く56.9%となっています。

令和2(2020)年中 年齢別検挙人員・再犯者数・再犯者率(福岡市)

令和2年	検挙者数(人)	再犯者数(人)	再犯者率
30歳未満	1,075	400	37.2%
30～49歳	1,171	548	46.8%
50～64歳	518	295	56.9%
65歳以上	585	314	53.7%
合計	3,349	1,557	46.5%

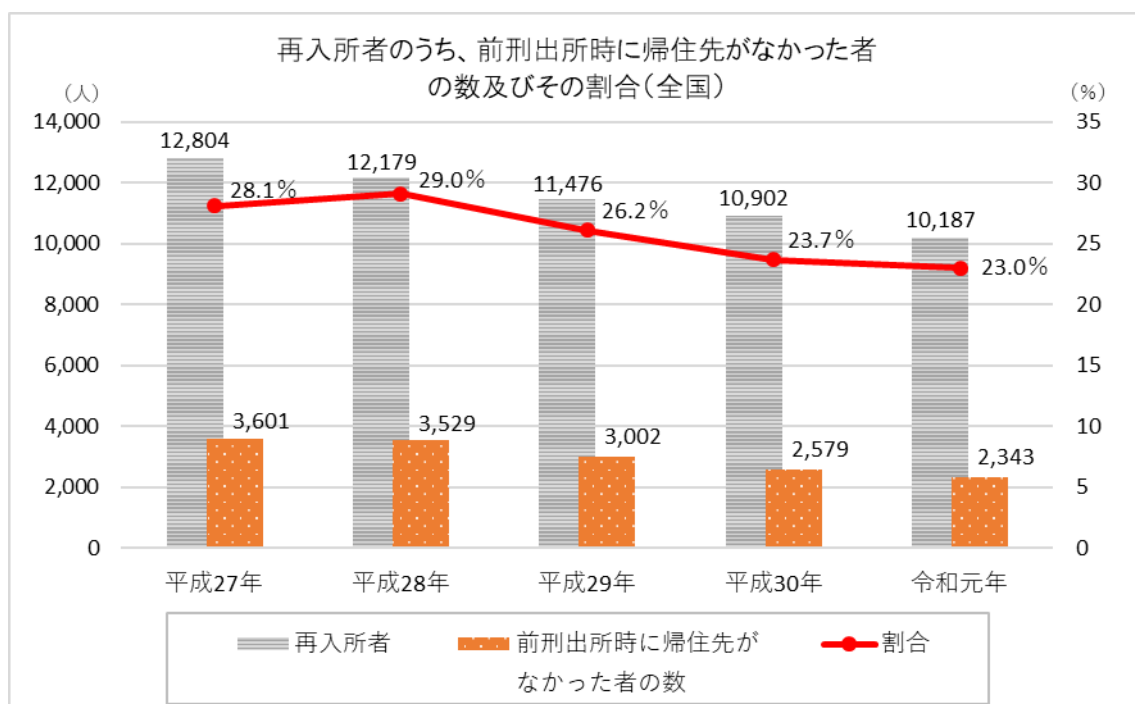
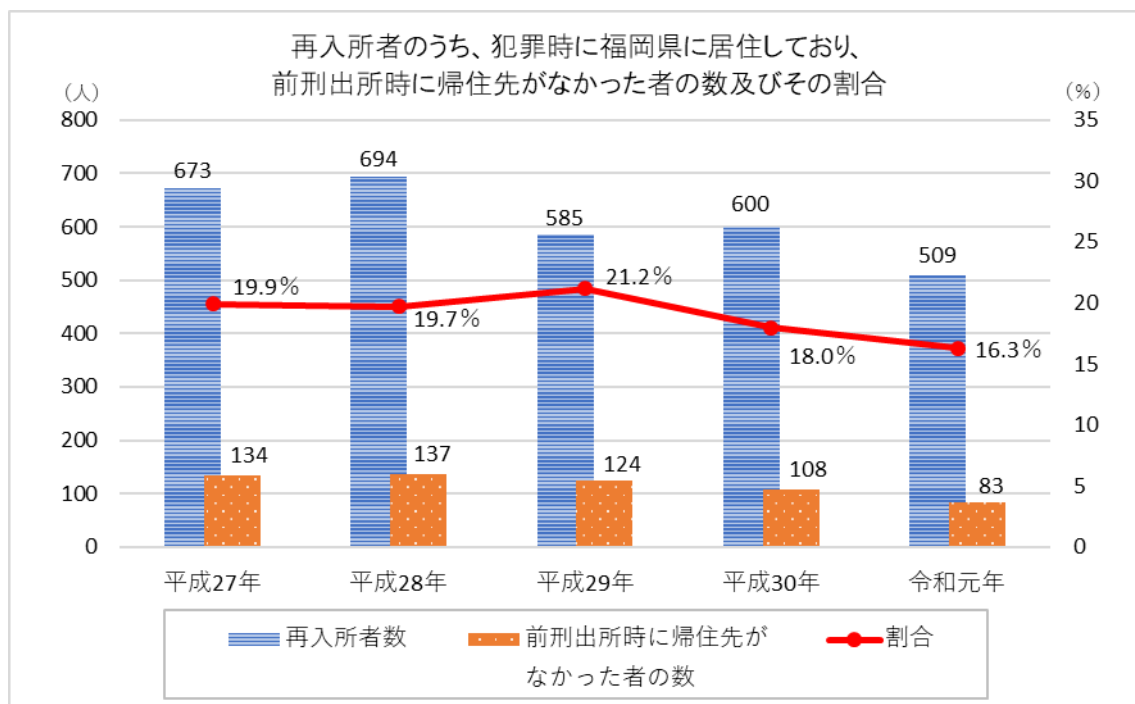


資料：福岡県警察

3 更生保護に関する状況

(1)再入所者のうち、前刑出所時に帰住先がなかった者の数及びその割合（県）

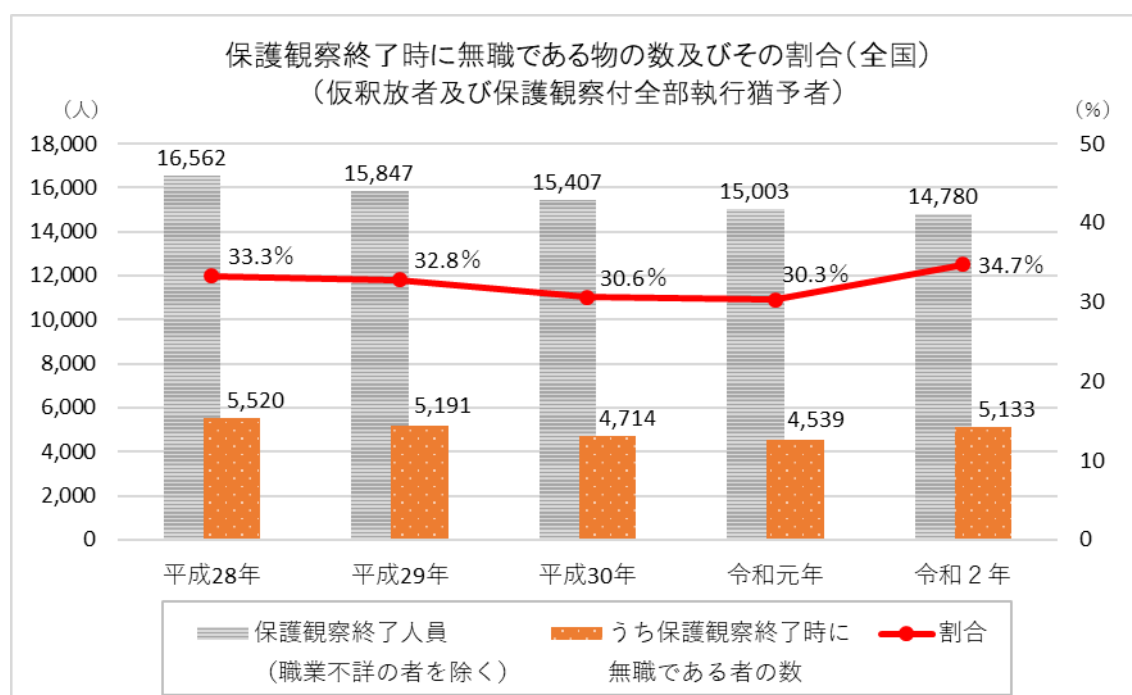
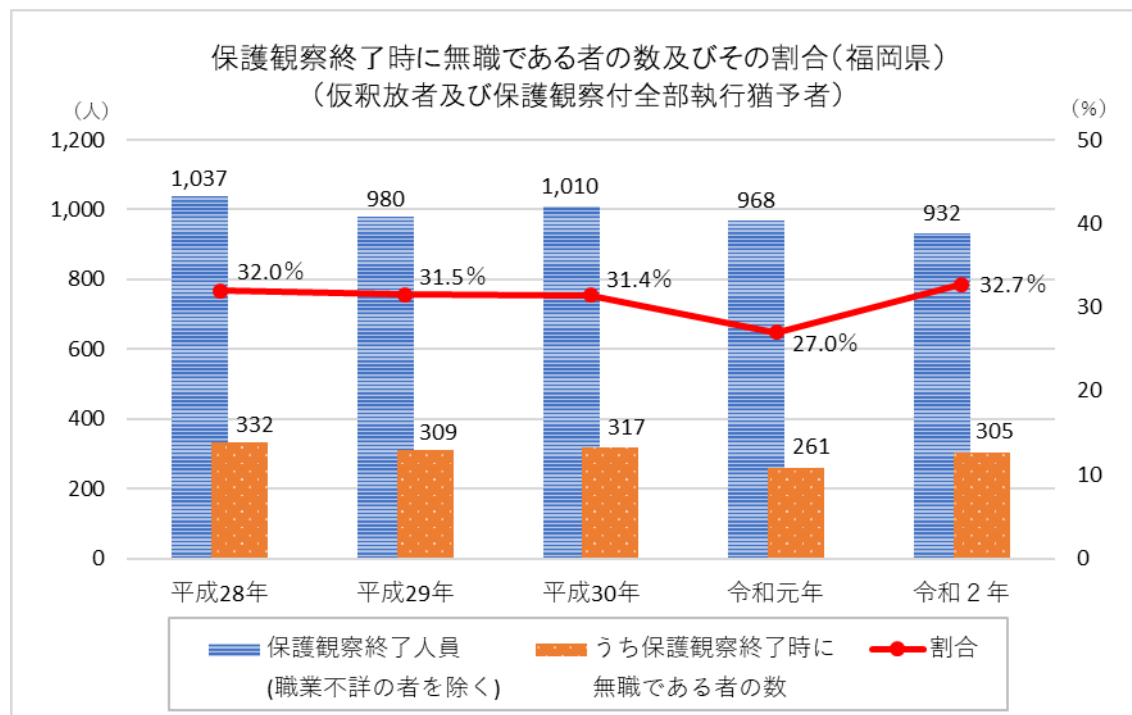
令和元（2019）年中の再入所者のうち、犯罪時に福岡県に居住しており、前刑出所時に帰住先がなかった者の割合は16.3%であり、全国の23.0%よりも低くなっています。



資料：法務省 矯正局調査

(2) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（県）

福岡県における保護観察^{※3}終了時に無職である者の割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）は、令和2（2020）年は32.7%であり、全国平均である34.7%より低くなっています。



資料：法務省

※3 保護観察

保護観察対象者（保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導員仮退院者）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その人に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して指導監督及び補導援護を行うこと。

(3)協力雇用主登録社数及び業種（市）

本市における協力雇用主^{※4}登録社数は、令和3（2021）年4月1日時点で330社であり、そのうち、業種は建設業が190社と最も多く、57.6%を占めています。

年	協力雇用主数（社）
平成29年	247
平成30年	268
平成31年	297
令和2年	324
令和3年	330

※各年4月1日時点

業種	企業数	割合（%）
建設業	190	57.6
その他サービス	34	10.3
医療福祉業	23	7.0
飲食業	23	7.0
その他	23	7.0
電気・ガス・水道工事	14	4.2
卸小売業	12	3.6
運送業	5	1.5
農林漁業	3	0.9
製造業	3	0.9
鉱業	0	0.0
合計	330	100.0

資料：福岡保護観察所

(4)保護司委嘱数及び充足率（市）

本市における保護司^{※5}の委嘱数は、令和3（2021）年4月1日時点で476人、充足率は89.6%であり、県や全国の充足率より高くなっています。

※各年4月1日時点		年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
福岡市 (定数531人)	委嘱数		489	474	482	477	476
	充足率		92.1%	89.3%	90.8%	89.8%	89.6%
福岡県 (定数2,157人)	委嘱数		1,950	1,899	1,885	1,841	1,831
	充足率		90.4%	88.0%	87.4%	85.4%	84.9%
全国 (定数52,500人)	委嘱数		47,772	47,444	47,057	46,627	46,270
	充足率		91.0%	90.4%	89.6%	88.8%	88.1%

資料：福岡保護観察所

(5)保護観察対象者数（市）

本市における保護観察対象者数は減少傾向にあり、令和3（2021）年4月1日時点で345人となっています。

年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
保護観察対象者数	533	503	432	393	345

※各年4月1日時点

資料：福岡保護観察所

※4 協力雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。

※5 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。

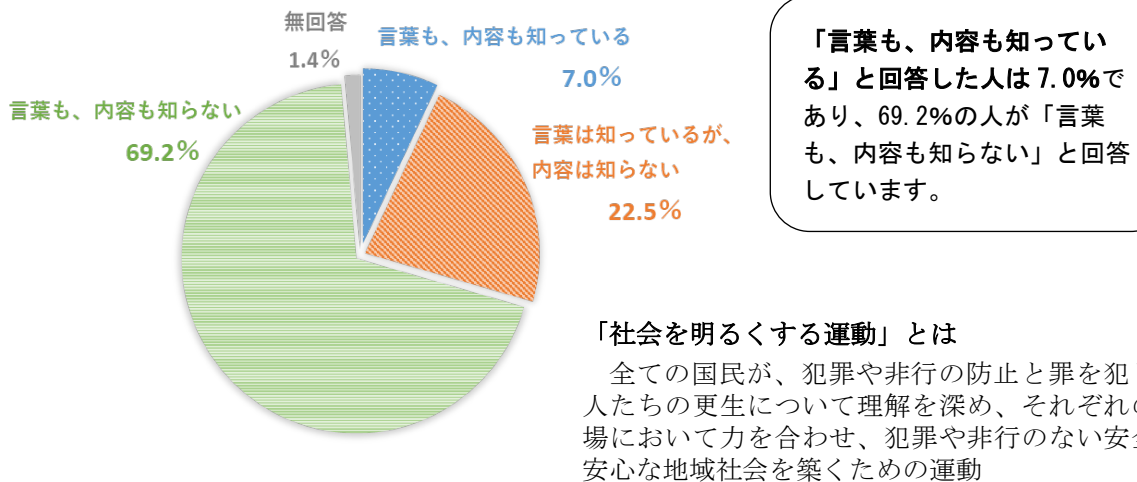
4 市政アンケート(「再犯の防止」について)

1. 調査の概要

- (1) 目的
- ①本市の施策や事業に関するアンケートを実施し、施策推進のための参考とする。
 - ②アンケート調査を通じ、市民の市政への関心や理解を深める。
- (2) 調査対象 福岡市内に居住する満18歳以上の男女
- ①選考方法：住民基本台帳から無作為に抽出した市民の中から承諾を得て依頼
 - ②調査期間：令和3（2021）年7月1日～7月15日
 - ③調査数：654件
 - ④回答数：574件
 - ⑤調査主体：福岡市 市長室 広聴課

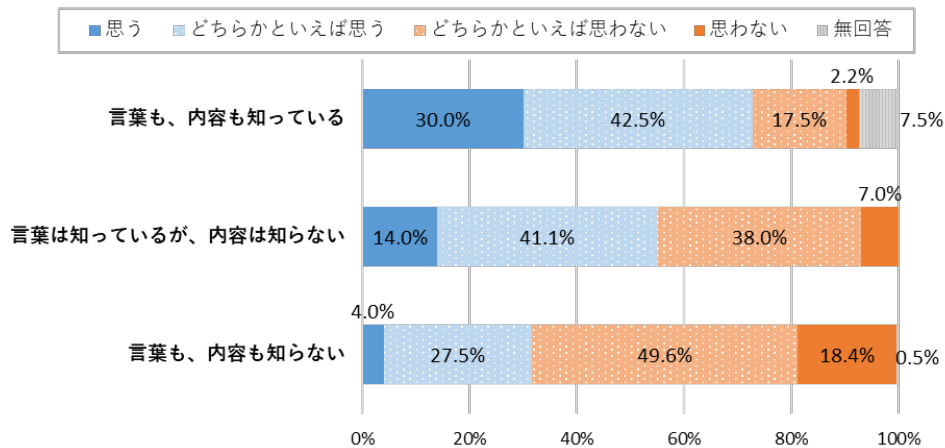
①「社会を明るくする運動」の認知度について

<「社会を明るくする運動」を知っているか>



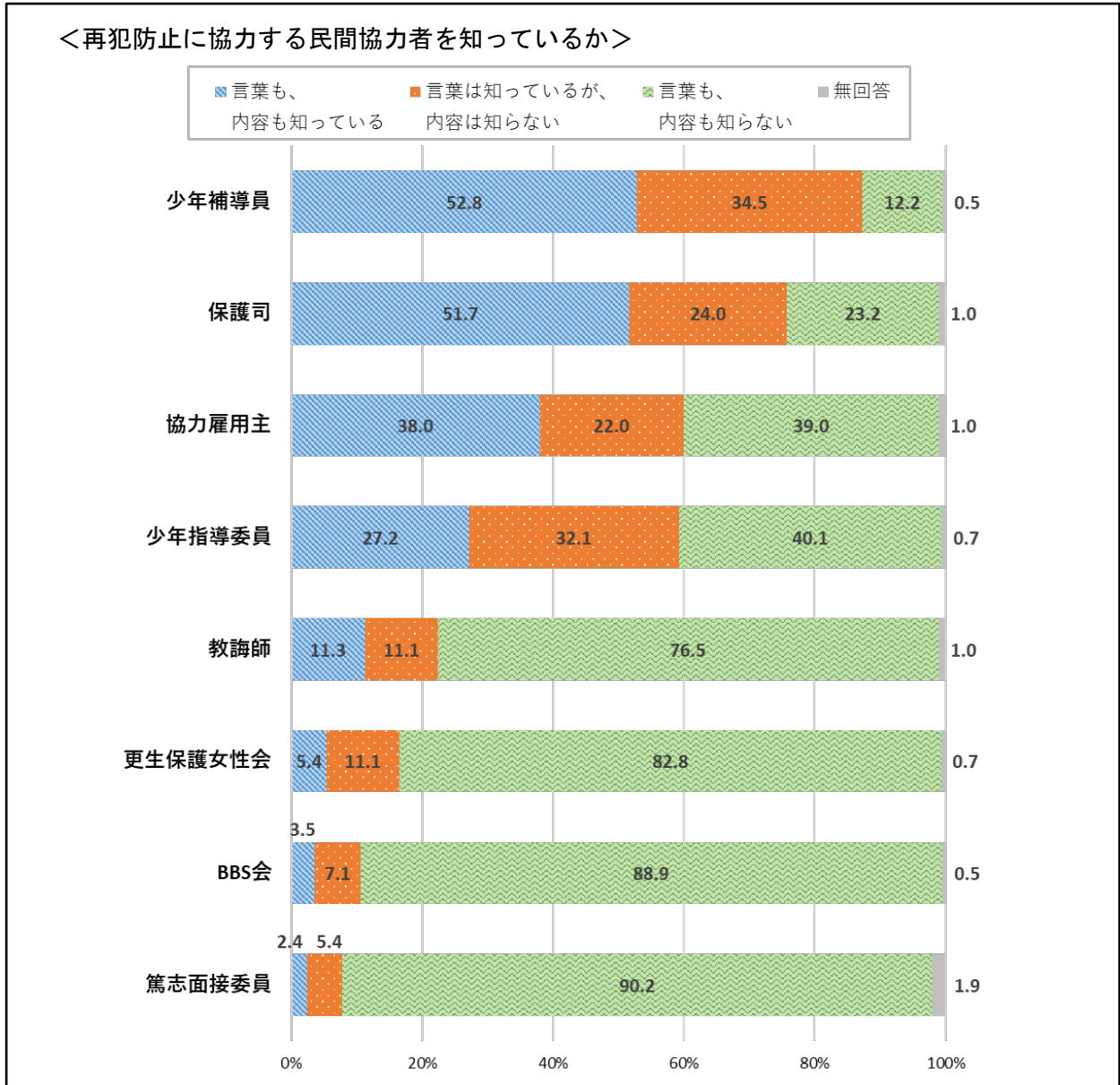
②犯罪をした人の立ち直りについて

<犯罪をした人の立ち直りに協力したいか>（「社会を明るくする運動」の認知度別）



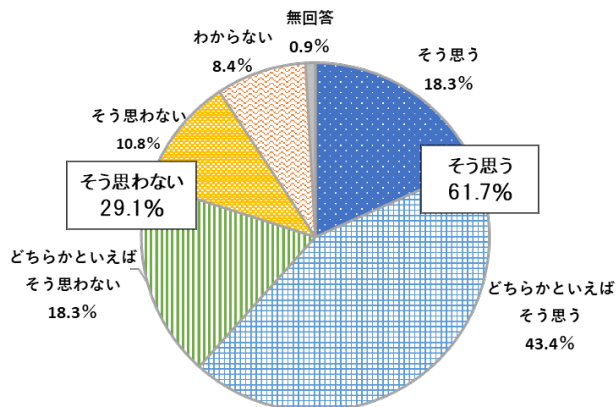
「社会を明るくする運動」について知っている人ほど、「立ち直りに協力したいと思う」と回答しています。

③民間協力者の認知度について



④「誰一人取り残さない」社会の実現について

＜『再犯防止のためには、犯罪をした人たちを社会から排除孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である。』という意見について、どう思うか。＞



「そう思う」と回答した人は61.7%であり、「そう思わない」と回答した人は29.1%でした。

第3章 基本理念・基本方針

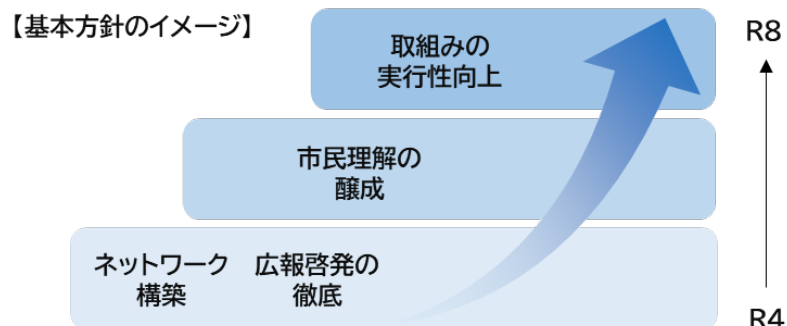
1 基本理念

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することで、再犯を防止し、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり」に寄与します。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、全市的かつ中・長期的な視点で再犯防止の取組みを実施するため、国等との適切な役割分担を踏まえ、関係行政機関や民間の団体等と連携し、次のとおり推進していきます。再犯防止の取組みを実施する際には、犯罪被害者の心情等に配慮し、取り組めます

- 再犯防止について、広報・啓発を強化し、市民の関心と理解を醸成します。
- 関係機関との連携を強化し、隙間のないネットワークを構築します。



●取組み分野

再犯防止の取組みは、多岐にわたるため、基本理念・基本方針に基づき、以下の8つの分野に整理しました。これらの分野は相互に密接に関係していることから、取組みを実施するにあたっては、各分野に対する当該取組みの位置づけを明確に認識することはもとより、取組み間の関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要があります。

- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進
- 2 関係機関との連携強化
- 3 民間協力者の活動との連携
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり
- 5 住居の確保等による社会の居場所づくり
- 6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進
- 7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援
- 8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

【重点的に取り組む分野】

犯罪や非行をした人たちへの理解促進と社会復帰しやすい環境づくりを進めるにあたり、特に重要性が高く、いち早く取り組む必要がある「保護司や協力雇用主等の民間協力者の活動への支援」、「就労の確保」などの課題に対応するため、次の3つの分野を本市の再犯防止施策の重点分野に位置づけ、取組みを推進する。

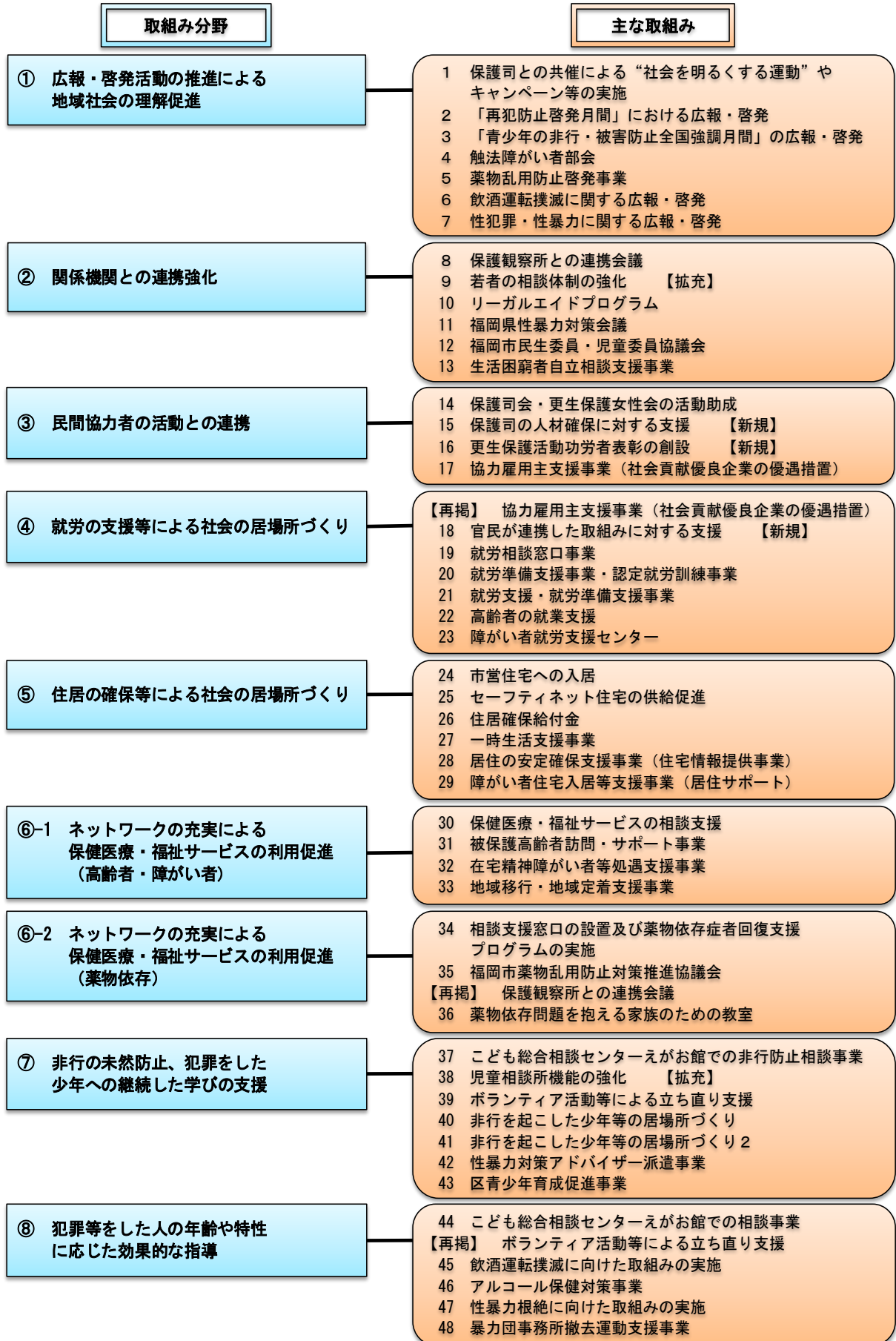
- 1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進
- 3 民間協力者の活動との連携
- 4 就労の支援等による社会の居場所づくり

3 参考指標

○基本理念・基本方針に基づく取組みの動向把握のため下記項目を参考指標とします。

参考指標	年(度)	現状値	検証値
		計画策定時直近の数字	令和8年 2026年
“社会を明るくする運動”の認知度 (市政アンケート)		令和3年度 29.5%	33.3%
保護司数及び保護司充足率(市内)		令和3年4月1日時点 476人、89.6%	490人、92.3%
協力雇用主数(市内)		令和3年4月1日時点 330社	360社

第4章 取組みの展開



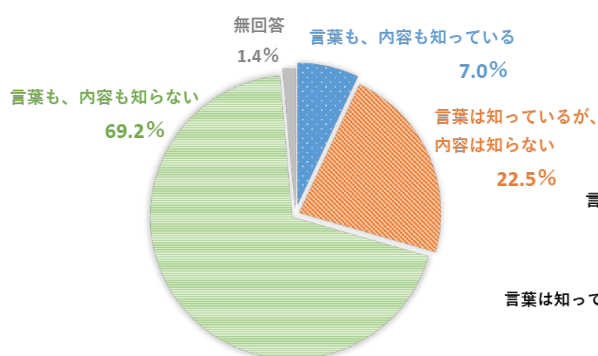
1 広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進



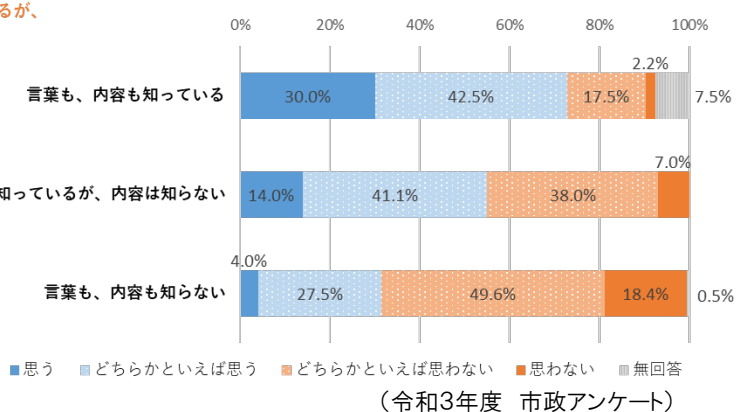
現状・課題

- 犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、彼らに自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、彼らが社会において孤立することがないように、市民の理解と協力を得て、彼らが再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。
- 国においては、これまでも、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”※6を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきたところです。
- しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、地域住民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”や民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても十分に認知されているとは言えないことなどの課題があります。
- 本市において令和3（2021）年度に実施した市政アンケートの結果によると“社会を明るくする運動”について、「言葉も、内容も知っている人」は7.0%であり、「言葉も、内容も知らない人」は69.2%であることがわかりました。一方で、「言葉も、内容も知らない人」に比べ、「言葉も、内容も知っている人」は犯罪をした人たちの立ち直りに協力したいと思っている割合が高いことがわかりました。
- “社会を明るくする運動”をはじめ、民間協力者による再犯の防止等に関する活動について広報・啓発をしていくことで「誰一人取り残さない」社会の実現への意識が高まると考えられます。

“社会を明るくする運動”の認知度(福岡市)



犯罪をした人たちの立ち直りに協力したいか



※6 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報に加えて、様々なイベントを実施している。

取組みの展開

“社会を明るくする運動”福岡市推進委員会を通して、関係団体との連携を強化しつつ、犯罪や非行のない地域社会を築くための広報・啓発を行うとともに、民間協力者による再犯の防止等に関する活動について広報・啓発を行い、犯罪や非行のない明るい社会づくりについて市民の関心と理解を醸成します。

【主な取組み】

1	保護司との共催による“社会を明るくする運動”やキャンペーン等の実施
取組み内容	各区青少年担当課が各区保護司会と共催し、社会を明るくする運動区大会やキャンペーンを実施します。 また、“社会を明るくする運動”ポスターの市営地下鉄駅構内への掲示や、内閣総理大臣メッセージ等伝達式の模様をホームページに掲載するなど広報・啓発を実施します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課、こども未来局)こども健全育成課、各区青少年担当課
2	「再犯防止啓発月間」における広報・啓発
取組み内容	「再犯防止啓発月間（7月）」において、啓発ポスターを掲示するほか、広く市民の関心と理解を醸成するため、ホームページ等を活用した各種広報・啓発を実施します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課
3	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の広報・啓発
取組み内容	「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」において、啓発ポスターを庁舎等に掲示するほか市内の「青少年を見守る店※」等に配布します。また本市LINE等、SNSを活用した広報・啓発も実施します。 ※「青少年を見守る店」：青少年の初発型非行を防止するため、青少年への「愛の声かけ」（青少年の問題行動や不良行為を見つけた際に注意・助言等の声掛けを行う）等の取組みに協力いただいている店舗。
関係課	こども未来局)こども健全育成課、各区青少年担当課

4	触法障がい者部会
取組み内容	障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である触法障がい者部会の活動として、触法障がい者への支援方法の検討や県弁護士会と連携した更生支援計画の普及・啓発等に取り組みます。
関係課	保健福祉局)障がい者支援課
5	薬物乱用防止啓発事業
取組み内容	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、デジタルサイネージを活用した啓発や市内の大学等への啓発資材（リーフレット）の配布など、薬物乱用防止のための啓発を実施します。
関係課	保健福祉局)地域医療課
6	飲酒運転撲滅に関する広報・啓発
取組み内容	各種交通安全キャンペーンのほか、チラシやポスター、市政だより、ホームページ、SNS 等を活用し、飲酒運転撲滅に関する広報啓発を実施します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課
7	性犯罪・性暴力に関する広報・啓発
取組み内容	福岡市「STOP!性犯罪」Twitter 公式アカウントによる性犯罪・性暴力に関する情報配信をはじめ、チラシやポスター、ホームページ等を活用した広報・啓発を実施します。 また、福岡県警察が犯罪緊急事案や不審者情報などの防犯情報をお知らせしている「ふっけい安心メール」の内容について、「福岡市 LINE 公式アカウント」を利用している市民に対しても即時的に配信を行います。
関係課	市民局)防犯・交通安全課

国・県の取り組み

(1)国の取り組み

○中学校等における保護司による講話、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義が実施されています。

○更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会が実施されています。

(2)県の取り組み

(再犯防止に関する啓発活動の推進)

○「社会を明るくする運動」の県民への認知を高めるため、市町村との連携や様々な広報媒体を活用した広報・啓発が取り組まれています。

○再犯防止啓発月間については、今後、国と連携しながら取組内容を検討していくとともに、再犯防止啓発月間である7月が強調月間となっている「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携し、啓発活動が取り組まれています。

○福岡県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動が行われています。

(民間協力者に対する表彰)

○非行少年の立ち直り支援への功績が特に顕著である団体への表彰や更生保護事業における功績が顕著な保護司及び更生保護法人役職員に対する感謝状の贈呈が行われています。

“社会を明るくする運動”

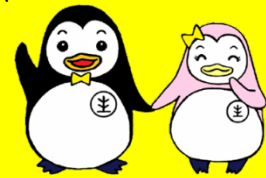
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は法務省の主唱による全国的な運動です。

福岡市においては、福岡市推進委員会（委員長は市長）を中心に広報活動を実施しており、特に7月は強調月間とされており、市内各地で広報活動が行われています。

【福岡市における主な取組】

- * 「福岡市“社会を明るくする運動”総理大臣・県知事メッセージ伝達式」の実施
- * どんたく港祭りパレード参加による広報活動をはじめとする街頭広報活動
- * 市営地下鉄駅構内をはじめとする公共施設へのポスター掲示
- * 講演会、映画上映会などの実施
- * 小、中学生を対象とした作文コンテストの実施



2 関係機関との連携強化



現状・課題

- 国においては、犯罪や非行をした人たちの抱えている課題の解消に向けて、各種社会復帰支援のための取組みを実施してきたところですが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、一般市民を対象として提供している地方公共団体の各種サービスを通じて行われることが期待されており、それが安全・安心な地域社会づくりにも資すると考えられます。

この点について、再犯防止推進法においては、地方公共団体は、同法の定める基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方計画を定めるよう努めなければならないことが明記されました。

- しかしながら、犯罪や非行をした人たちが抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があります。

取組みの展開

福岡市再犯防止推進連絡会議を活用して、委員相互の情報交換や意見交換を行い、庁内の連携を深めるとともに、隙間のないネットワークを構築するために各種会議の参加者や共有する情報を見直すなど関係機関との連携強化を推進します。

【主な取組み】

8	保護観察所との連携会議
取組み内容	薬物依存を有する保護観察対象者について、本人の同意を得たうえで保護観察所と連携し、面談やセンターの薬物依存症回復支援プログラムの紹介、電話相談を実施します。
関係課	保健福祉局)精神保健福祉センター
9	若者の相談体制の強化 【拡充】
取組み内容	ひきこもりや非行など困難な状況にある若者を幅広く支援するため、支援団体のネットワーク構築、関係機関等で構成する若者支援地域協議会（仮称）の連携体制や調整機能強化、相談機関の設置の検討を行います。
関係課	こども未来局)こども健全育成課

10	リーガルエイドプログラム
取組み内容	被保護者が法による支援を必要とする場合に、市と法テラス福岡が連携し、弁護士及び司法書士による法律支援を迅速かつ確実に受け取ることができるよう支援します。
関係課	保健福祉局)保護課

11	福岡県性暴力対策会議
取組み内容	福岡県が開催する性暴力対策会議（教育・啓発、被害者支援及び加害者対策の実施状況を踏まえた施策の協議・検討の場）に委員として参加し、関係機関との連携を深めるとともに、性暴力対策に取り組めます。
関係課	市民局)防犯・交通安全課

12	福岡市民生委員児童委員協議会
取組み内容	日頃から、自主的に社会福祉の増進に努め、高齢者・障がい者等の福祉向上及び公的社会福祉施策への協力等を行っている、民生委員・児童委員と連携し、その活動を支援することで地域住民の福祉向上を図ります。
関係課	保健福祉局)地域福祉課

13	生活困窮者自立相談支援事業
取組み内容	福岡市生活自立支援センターにおいて、経済的に困っている方を対象とした相談支援、就労支援、住居確保給付金の支給などを実施します。
関係課	保健福祉局)生活自立支援課

国・県の取組み

(1)国の取組み

○「福岡県刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「刑務所出所者等の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」など、各分野において、関係機関等で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援に取り組まれています。

(2)県の取組み

(国、市町村及び関係団体との連携体制の構築)

○「福岡県居住支援協議会」、「福岡県薬物乱用対策推進本部」、「福岡県飲酒運転撲滅連絡会議」、「立ち直り支援研究会」、「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」など、各分野及び団体ごとの取組みを進めていくとともに、再犯防止推進の観点から関係機関相互の連携強化を図り、支援に関する情報の共有や本計画を推進する中での課題の協議などを行う、「福岡県再犯防止推進会議」が設置されています。

○犯罪や非行をした人に対する息の長い支援は、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いことから、市町村における再犯防止推進に関する意識醸成を図るとともに、取組みに係る課題や情報を共有するため、全市町村の再犯防止推進担当部局が参加する連絡会議を開催するなど、連携強化が取り組まれています。

3 民間協力者の活動との連携



現状・課題

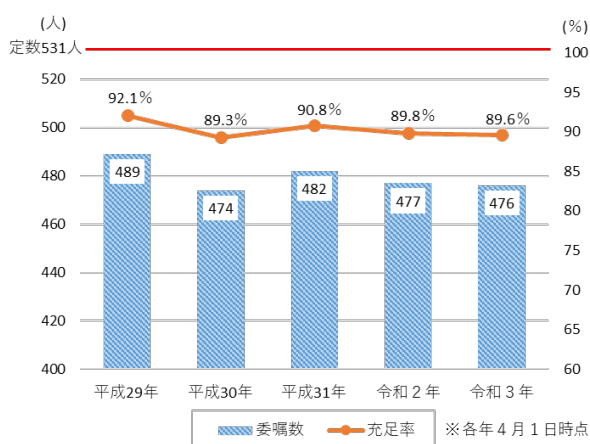
○ 再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪や非行をした人たちの指導・支援にあたる保護司、犯罪や非行をした人たちの社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会^{※7}など、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。また、民間保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪や非行をした人たちの自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

これらの民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在です。

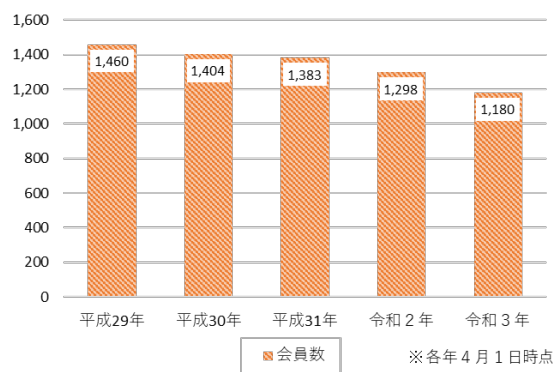
○ しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティア活動が難しくなっていることなど、民間協力者による再犯防止等に関する活動を促進するにあたっての課題があります。

○ 本市においても、令和3（2021）年4月1日時点で、保護司の人数は476人と減少傾向であり、平均年齢は62.8歳と高齢化が進んでいます。民間協力者の活動や意義についての広報啓発をはじめ保護司会及び更生保護女性会への活動助成、更生保護サポートセンターや保護司が面接を行うための場所の提供に協力するなど民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進することが重要です。

保護司委嘱数及び充足率(福岡市)



更生保護女性会会員数(福岡市)



(資料:福岡保護観察所提供)

※7 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体のこと。

取組みの展開

民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するにあたって、保護司会及び更生保護女性会への活動助成、民間ボランティアの活動やその意義についての広報啓発など、関係機関・民間協力者との連携を図りながら取組みを進めてまいります。

【主な取組み】

14	保護司会・更生保護女性会の活動助成
取組み内容	福岡市保護司会連絡協議会、福岡市更生保護女性会連合会が行う「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動にかかる経費の一部に対して助成します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課
15	保護司の人材確保に対する支援 【新規】
取組み内容	保護司の人材を確保するため、保護観察所と連携し、市職員の退職予定者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組みを行います。 また、民間協力者の再犯の防止等に関する取組みを広く市民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動に取り組みます。
関係課	市民局)防犯・交通安全課
16	更生保護活動功労者表彰の創設 【新規】
取組み内容	長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司や協力雇用主など、更生保護活動に携わる個人・団体等を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
関係課	市民局)防犯・交通安全課
17	協力雇用主(社会貢献優良企業の優遇措置)
取組み内容	【入札制度全般について】 認定基準を満たした協力雇用主を社会貢献優良企業として認定し、本市公共工事等を発注する際に、認定を行った企業を優先指名するなどの優遇措置を講じます。 【総合評価方式について】 総合評価方式の入札において、社会貢献優良企業として協力雇用主支援事業の認定を受けた企業を優位に評価します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課、財政局)契約監理課、財政局)技術企画課

国・県の取組み

(1)国の取組み

○保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置が推進されています。

(2)県の取組み

(民間協力者の確保に対する支援)

○保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組みが行われています。

○民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組みを広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動が取り組まれています。

(民間協力者の活動に対する支援)

○福岡県更生保護協会が実施する更生保護事業に要する経費を助成し、更生保護事業の推進が図られています。

○福岡県保護司会連合会の薬物乱用防止の啓発活動に対して助成が行われています。

○福岡県保護司会連合会の非行防止の活動に対して助成が行われています。

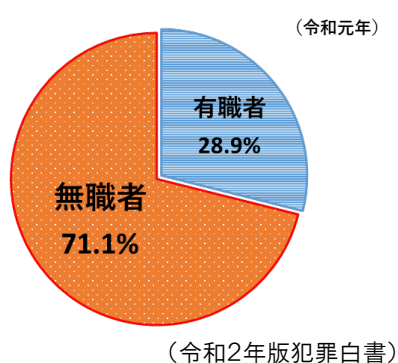
4 就労の支援等による社会の居場所づくり



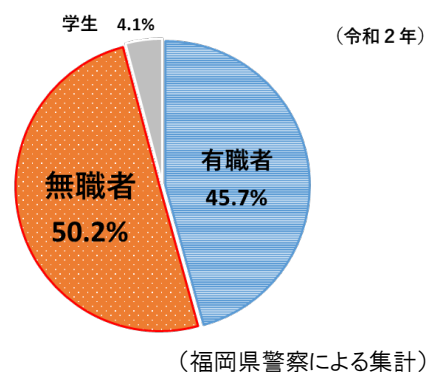
現状・課題

- 全国で、刑務所に再び入所した者（再入者）のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率^{※8}は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍であることが明らかとなっています。このように、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。
- 本市においても、令和2（2020）年における再犯者のうち半数以上が、犯行時に無職であった者となっています。
- 国においては、矯正施設^{※9}における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）^{※10}の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチング強化、協力雇用主の開拓・確保等様々な施策が実施されています。
- しかしながら、犯罪や非行をした人たちは、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格を有しておらず求職活動が円滑に進まない場合があること、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどの事情により、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に関与していない企業が多いこと、犯罪や非行をした人たちの中には、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。
- そのような中、日本財団では、2013年2月に少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間づくりの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す「日本財団職親プロジェクト」を立ち上げ、同プロジェクトに参加の協力雇用主企業（職親企業）や法務省矯正局・保護局と連携し、官民共同によるプロジェクトとして取り組んでいます。
- 本市においても、官民が連携した取組みに対する支援や協力雇用主の開拓・確保・活動の支援を進めていくことで、生活基盤を安定させるための就労の確保につながると考えます。

再入所者の再犯時の職業の有無(全国)



再入所者の再犯時の職業の有無(福岡市)



※8 再犯率

犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。

※9 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するもの。
 なお、福岡市内には、福岡拘置所、福岡少年院、筑紫少女苑及び福岡少年鑑別所が所在しており、その他、福岡県内には、福岡刑務所、北九州医療刑務所が所在している。

※10 矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）

受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を收容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などとして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。

取組みの展開

安定的な就労状況を確保するため、刑務所出所者等であるか否かに関係なく、既存の各種施策・制度の活用を含め、就労相談や支援体制を充実するとともに、官民が連携した取組みに対する支援や協力雇用主の開拓・確保・活動の支援などの取組みを進めてまいります。

【主な取組み】

再掲	協力雇用主支援事業(社会貢献優良企業の優遇措置)
取組み内容	<p>【入札制度全般について】 認定基準を満たした協力雇用主を社会貢献優良企業として認定し、本市公共工事等を発注する際に、認定を行った企業を優先指名するなどの優遇措置を講じます。</p> <p>【総合評価方式について】 総合評価方式の入札において、社会貢献優良企業として協力雇用主支援事業の認定を受けた企業を優位に評価します。</p>
関係課	市民局)防犯・交通安全課、財政局)契約監理課、財政局)技術企画課

18	官民が連携した取組みに対する支援 【新規】
取組み内容	協力雇用主企業や関係機関が実施する就労に向けた効果的な教育・指導に関する取組みを支援します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課

19	就労相談窓口事業
取組み内容	各区に設置している「就労相談窓口」において、15歳以上の求職者を対象に、予約制・担当制により求職者の希望や適性等を踏まえた相談支援や求人開拓・紹介を行うなど、よりそい型の就労支援を実施します。
関係課	経済観光文化局)経営支援課

20	就労準備支援事業・認定就労訓練事業
取組み内容	<p>市内に居住する生活困窮者を対象に以下の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備支援事業：農業体験や清掃ボランティア、就職活動に向けてセミナーの開催などにより、就労に向けた生活リズムの改善や必要な基礎能力の習得を支援します。 ・ 認定就労訓練事業：市が認定した民間の訓練事業所において「支援付き就労（中間就労）」の場を提供します。
関係課	保健福祉局)生活自立支援課

21	就労支援・就労準備支援事業
取組み内容	<p>被保護者のうち一定の就労意欲はあるものの、直ちに就労に結びつく段階に至っていない者や、就労に向けた課題を多く抱える者に対して求職に向けた相談や求職情報の提供及び一般の就労に向けた支援をします。</p>
関係課	保健福祉局)保護課

22	高齢者の就業支援
取組み内容	<p>働きたい高齢者と企業の多様な雇用をマッチングする仕組みや環境をつくり、高齢者の就業を応援するため、「高齢者への就業支援」「企業への働きかけ」「高齢者が活躍できる環境づくり」の取組みを展開します。</p>
関係課	保健福祉局)高齢福祉課

23	障がい者就労支援センター
取組み内容	<p>障がい者の就労促進のため、関係機関などのネットワークの中心となり、障がい者や企業、民間就労支援事業所に対する総合的支援を実施します。</p>
関係課	保健福祉局)障がい企画課

国・県の取組み

(1) 国の取組み

○福岡保護観察所において、「協力雇用主」の開拓、保護観察対象者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金」の支給、就労時に身元保証人を用意できない保護観察対象者等に係る身元保証や矯正施設及びハローワークと連携した職業相談や職業紹介等を行う「刑務所出所者等就労支援事業」が実施されています。

○福岡県更生保護就労支援事業所において、生活環境調整中及び保護観察中の就労支援が必要な人を対象に、ハローワークと連携して、就労意欲の喚起、就職活動の方法に関する助言、就職面接への付添い等を行う「更生保護就労支援事業」が国からの委託を受けて実施されています。

○福岡刑務所では、刑務作業、職業訓練及び改善指導等を通じて、職業的知識及び技能を付与しているほか、同刑務所に就労支援専門官及び就労支援スタッフを、福岡拘置所及び北九州医療刑務所に就労支援スタッフを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、コレワーク九州（福岡矯正管区矯正就労支援情報センター室）と連携して、受刑者が刑務所収容中から求職活動し、内定を得ることができるよう支援が実施されています。

○福岡少年院及び筑紫少女苑では、矯正教育として、就労に必要な技能、知識習得のための「職業指導」を行い、資格取得等にも取り組んでいるほか、両院に就労支援スタッフを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、コレワーク九州と連携して、在院中から求職活動を行い、出院時に進路が確定できるよう支援が実施されています。

○福岡少年鑑別所（法務少年支援センターふくおか）及び小倉少年鑑別支所（法務少年支援センターこくら）では、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行う相談窓口が設置されています。

(2) 県の取組み

(就労につながる知識・技能等の習得)

○就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、「県立高等技術専門校」(7校)及び「福岡障害者職業能力開発校」における職業訓練が行われています。

(就職に向けた相談・支援)

○各年代別センター(「福岡県若者就職支援センター」及び「福岡県中高年就職支援センター」)や「福岡県70歳現役応援センター」における就職支援、「若者サポートステーション」における一定期間無業の状態にある若者無業者等の職業的自立に向けた支援が行われています。

○福岡県正規雇用促進企業支援センターにおいて、コレワーク九州との共催により、刑務所出所者等の雇用に関して、事業主を支える制度や雇用の事例紹介を行う「刑務所出所者等雇用セミナー」が行われています。

○非行等の問題を抱える無職の少年に対して、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで、一貫した寄り添い型の就労支援が行われています。

○保護観察所や矯正施設に対して、県内の就職支援施策の案内を行うなど、関係機関が一体となって、県内に帰住する予定の刑務所出所や少年院出院が間近な人の就職支援をより効果的なものとするための取組みが行われています。

(協力雇用主の活動に対する支援)

○協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合、県の入札参加資格審査において加点を行うことにより、協力雇用主の拡大が図られています。

○非行少年等が、雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う身元保証が実施されています。

◆一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾の概要

一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾は、2012年12月にユヌス・ソーシャルビジネスカンパニーとして創業した株式会社ヒューマンハーバーの「再犯を起こさせない社会づくり」という理念をより発展させ、より社会貢献度を向上させるために2021年4月1日より分社化した非営利団体です。当法人は、仮出所者、保護観察対象者、服役経験者などが再び犯罪に手を染めることなくスムーズな社会復帰を果たし、納税者となるために、教育を中心軸に据えた就労・教育・宿泊の三位一体の活動を展開し、安心安全な社会づくりに貢献していくことを目的としています。また、人財づくりのエキスパート法人として、人づくりの視点から多くの社会問題の解決に取り組んでいます。

1. 人罪を人財に変える教育支援

〈そんとく塾〉

そんとく塾では、9年間で63名の服役経験者・少年院出院者が教育支援を受講してくれました。そんとく塾の授業は、一般的に言われる教科指導や生活改善指導ではなく「気づき」を導き出す教育プログラムです。これを「心のスポンジづくり」と称します。人が変化するためには、「思考、神経回路の変革と無意識化」「感情、言葉の変革とコントロール化」「行動パターンの変革習慣化」が大切です。そして、何よりも重要なのは変革の必要性に気づくことです。「他人を変えることは難しい」が「自分を変えることはできる」。ここにこそ、「心のスポンジづくり」の価値があります。



2. 清掃業を通じた就労基礎力の育成行う就労支援

〈ヒューマンクリーンサービス 清掃業〉

清掃は仕事をしていく上での基本がたくさんあります。作業自体は難しくはありませんが、基本をしっかり学ぶことができます。賃金を受給しながら学ぶことができます。指導者には、ビルクリーニング技能士や建築物衛生管理技術者など専門家が対応しています。



3. 自立準備ホームとして利用できる宿泊支援

〈てんしん館 南天神ホーム〉

出所・出院直後の住むところを提供しています。社員としての入寮もできますし、自立準備ホームとしても活用頂いています。入寮規則を遵守しながらも、自立に向けたリハビリとして金銭や生活を自己管理して頂いています。事務所からすぐの場所にあり、入寮者の困りごとにもすぐに対応できる宿泊施設となっています。



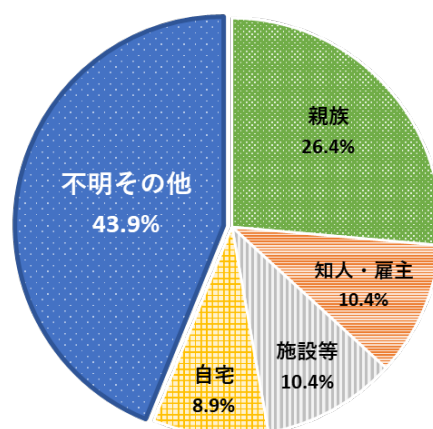
5 住居の確保等による社会の居場所づくり



現状・課題

- 全国で、刑事施設^{※11}を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比べて短いことが明らかとなっています。このように、適切な住居の確保は、地域社会においても安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上でも重要です。
- 国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設^{※12}の受入れ機能の強化、自立準備ホーム^{※13}の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組みが実施されています。
- しかしながら、犯罪や非行をした人たちの中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在するなどの課題があります。
 そのような中、平成29(2017)年10月25日に「住宅確保要配慮者^{※14}に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、高齢者・低額所得者や子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要するものの入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が創設されました。
- 本市においても、この制度の活用や、低額所得者への市営住宅の提供などの取組みを進めていくことで安定した生活を送るための住居の確保につながると考えます。

刑務所満期出所者の帰住先(全国)



(令和2年矯正統計年報)



※11 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。

※12 更生保護施設

刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている民間の施設のこと。

※13 自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業主に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

※14 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

取組みの展開

出所後等に住居に困窮する方に対する住宅セーフティネット制度の活用や、低額所得者への市営住宅の提供等、地域社会において安定した生活を送ることができるよう、適切な住居の確保を支援するための取組みを進めてまいります。

【主な取組み】

24	市営住宅への入居
取組み内容	住宅に困窮する低額所得者で福岡市内に住んでいるまたは勤務している方に対して、低廉な家賃で住宅を提供します。 また、入居者募集において、高齢者や障がい者などの住宅困窮度が高い世帯に対して、別枠募集や、抽選倍率の優遇などの配慮を行います。
関係課	住宅都市局)住宅管理課

25	セーフティネット住宅の供給促進
取組み内容	セーフティネット住宅（高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅）の供給促進を図るため、民間賃貸住宅の賃貸人等や管理事業者等に対して、セーフティネット住宅登録制度の周知・普及に取り組みます。
関係課	住宅都市局)住宅計画課

26	住居確保給付金
取組み内容	離職・廃業又は休業等による収入減少により、経済的に困窮し住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。
関係課	保健福祉局)生活自立支援課

27	一時生活支援事業
取組み内容	住居を失った方に対し、入所施設において一時的に衣食住を提供するとともに、就労支援や居宅移行支援を行います。
関係課	保健福祉局)生活自立支援課

28	居住の安定確保支援事業(住宅情報提供事業)
取組み内容	住居の設定や転居等の必要がある方に対して、住宅情報の提供や相談、不動産会社への同行など居宅生活の確保を支援します。
関係課	保健福祉局)保護課

29	障がい者住宅入居等支援事業(居住サポート)
取組み内容	一般住宅への入居を希望する障がい者に対して、入居に必要な調整等を行うとともに家主などへの相談・助言を実施します。
関係課	保健福祉局)障がい福祉課

国・県の取組み

(1) 国の取組み

○福岡保護観察所において、特別調整、更生緊急保護、保護観察の対象者について、更生保護施設（県内7施設のうち市内3施設）や自立準備ホームでの居住先の確保が行われているほか、居住支援法と連携した満期釈放者等の居住支援を行うため、県によって指定されている同法と連携に努めています。

○住宅確保要配慮者（高齢者、障がいのある人、低額所得者、保護観察対象者等）の居住の安定確保を図るため、平成29（2017）年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、都道府県等に登録された住宅（セーフティネット住宅）の入居者への家賃債務保証、住宅に係る情報提供・相談、生活相談・支援等の居住支援活動を行うNPO法人等を居住支援法として指定する仕組みなど、新たな住宅セーフティネット制度が創設されています。

(2) 県の取組み

（地域社会における定住先の確保）

○福岡県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、更生保護施設への一時入所や社会福祉施設への入所、居宅となるアパート等への入居の調整など帰住先の確保に向けた支援が行われています（いわゆる「出口支援」）。

また、起訴猶予や執行猶予となった人のうち、高齢や障がい、依存症などにより、自分で就職したり、住居を確保することなどが困難な人への支援（いわゆる「入口支援」）も行われています。

○住居に困窮している保護観察対象者等について、県営住宅への優先入居について検討が行われています。

また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当することが、国から示されていることから、各市町村で適切に対応されるよう周知が行われています。

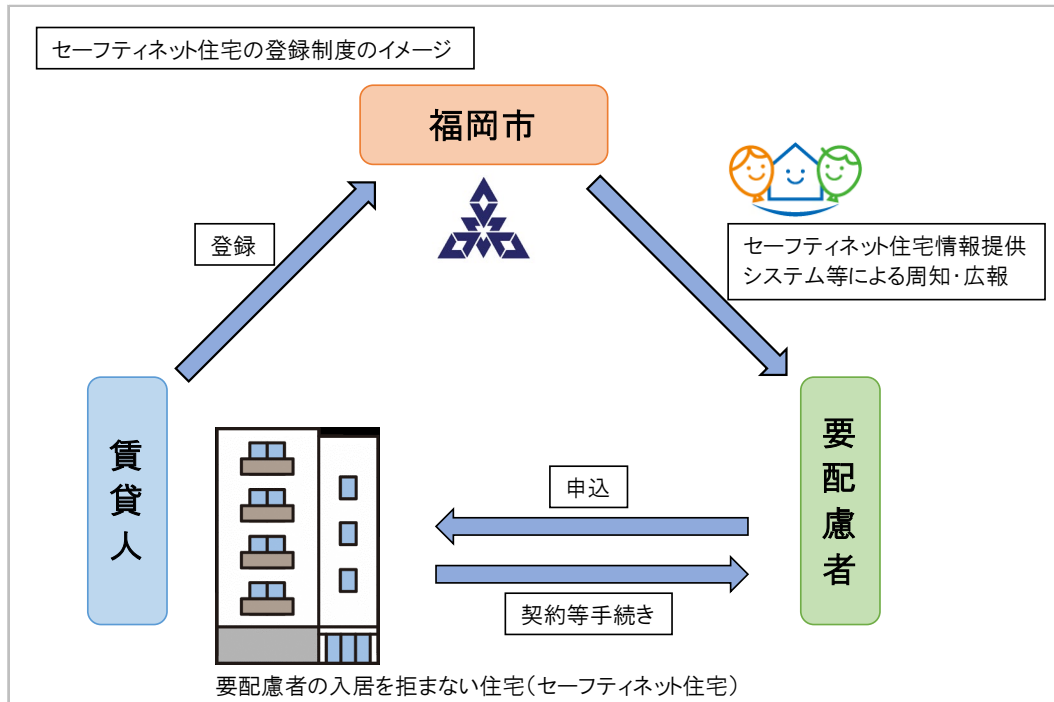
○国の再犯防止推進計画において、矯正施設入所中の生活環境の調整の充実、更生保護施設等の一時的な居場所の充実（処遇基準の見直し、自立準備ホームの確保と活用等）、地域社会における定住先の確保等に取り組むこととされていることから、県としても国の取組みに協力しています。

また、多様な受け皿を確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の供給促進、居住支援法の指定等が行われています。

◆住宅セーフティネット制度とは

平成 29 年 10 月 25 日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「住宅セーフティネット法」）が改正され、高齢者・低額所得者や子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が創設されました。

セーフティネット住宅は、面積、構造及び設備等の一定の基準を満たす住宅を賃貸住宅の賃貸人等が福岡市に登録するものです。



住宅確保要配慮者とは

本市の定める住宅確保要配慮者は以下のとおりです。

(1)住宅セーフティネット法に定められた者

- ・低額所得者
- ・高齢者
- ・障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者 など）

(2)施行規則で定められた者

- ・更生保護対象者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・児童虐待を受けた者 など

(3)市住宅確保要配慮者賃貸住宅促進計画に定める者

- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
- ・児童養護施設等退所者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者 など

6 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用促進



(1) 高齢者又は障がいのある人等への支援等

現状・課題

- 高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約半数の48.6%の者が、出所後1年未満という短期間で再犯に至っています。

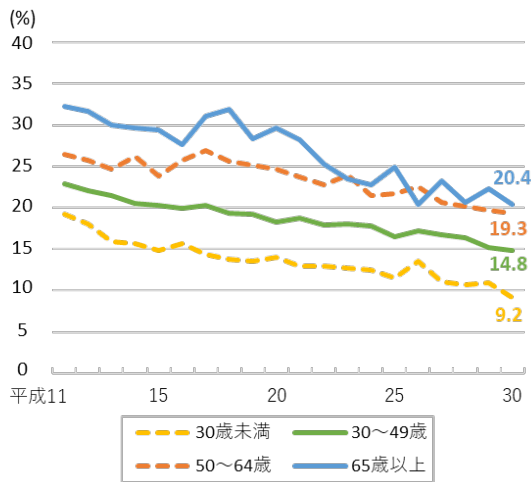
犯罪白書によると全体の検挙人員が減少傾向にある中で、高齢者の検挙人員は平成元（1989）年の6,625人から平成30（2018）年には44,767人となり、約6.8倍に増加しています。

また、入所受刑者総数のうち精神障がい等を有する[※]と診断された者の割合は平成元（1989）年の3.1%から平成30（2018）年には15.0%となり、約4.8倍に増加しています。

※「精神障がい等を有する者」は、刑事施設等において、知的障がい、人格障がい、神経症性障がい及びその他の精神障がいを有すると診断された者をいう。

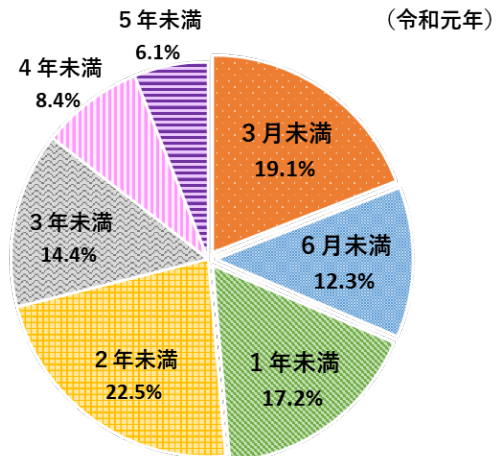
- 本市における、再犯者に占める高齢者の割合は、増加傾向にあり、令和2（2020）年には再犯者1,557人中314人が高齢者であり、高齢者率は20.2%となっています。
- 国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援^{※15}）の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある人等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センター^{※16}の設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組み（特別調整^{※17}）を実施してきました。
また、犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が地域生活定着支援センターをはじめ関係機関・団体等と連携して、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しをするなどの取組み（入口支援^{※18}）を実施してきました。
- 本市においても、高齢又は障がいのある人等が地域社会で孤立することがないように、犯罪や非行をした人たちであるか否かを問わず、必要な福祉的支援につなげていくことが重要であると考えます。

出所受刑者の2年以内再入率(全国)



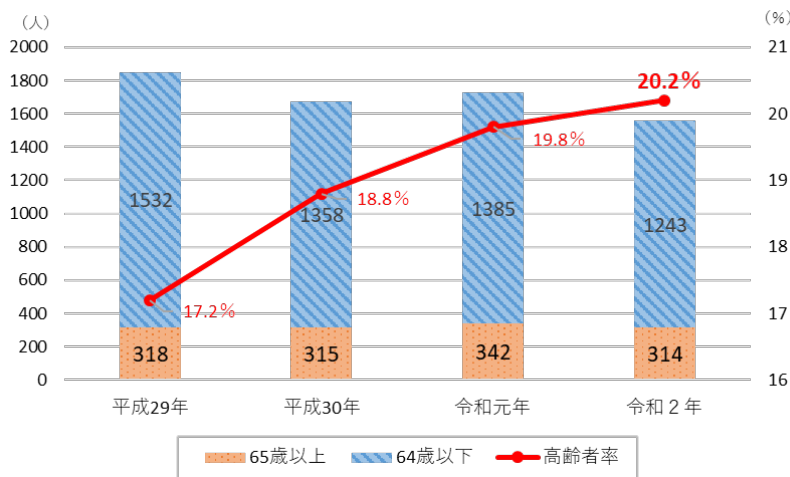
(令和2年版犯罪白書)

高齢である5年以内再入者の再犯期間(全国)



(法務省 矯正局調査)

再犯者に占める高齢者の割合の推移(福岡市)



(福岡県警察による集計)

※15 出口支援

刑務所や少年院といった矯正施設から出所等するものに対して行う社会復帰支援のこと。

※16 地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関のこと。原則として各都道府県に1か所設置されている。

※17 特別調整

高齢又は障がいを有する人で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組みのこと。

※18 入口支援

刑事司法の入り口の段階（矯正施設に入所するに至る前の段階）で、主に高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする人に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組みのこと。

取組みの展開

犯罪や非行をした人たちであるか否かを問わず、支援を必要とする方が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域社会で孤立することがないように取組みを進めてまいります。

【主な取組み】

30	保健医療・福祉サービスの相談支援
取組み内容	高齢者や障がい者の心身の状態やニーズに応じた保健医療・福祉サービスに係る相談・支援を、各区役所や地域包括支援センター、区障がい者基幹相談支援センター等で実施します。
関係課	保健福祉局)地域包括ケア推進課、保健福祉局)障がい者支援課、各区保健福祉センター
31	被保護高齢者訪問・サポート事業
取組み内容	委託事業者による訪問を通じ、専門的知見を活かした生活上のアドバイス、福祉・介護サービスの利用支援などを行い、被保護高齢者の在宅生活を支援します。
関係課	保健福祉局)保護課
32	在宅精神障がい者等処遇支援事業
取組み内容	居宅生活を送る精神障がい者等に対し、精神保健福祉士会による居宅訪問、通院支援、生活や福祉サービス利用に関する相談助言などにより当該世帯の社会的自立を支援します。
関係課	保健福祉局)保護課
33	地域移行・地域定着支援事業
取組み内容	施設・精神科病院からの退所・退院により地域における生活に移行する人、または単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保するなど、緊急事態の相談等を実施します。
関係課	保健福祉局)障がい福祉課

国・県の取組み

(1) 国の取組み

○福岡保護観察所において、矯正施設出所者等のうち、高齢者や障がいのある人については、矯正施設や福岡県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、福祉専門職員が配置されている更生保護施設や自立準備ホームに対して、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などが行われています（いわゆる「出口支援」）。

○福岡地方検察庁において、福岡県社会福祉士会との間で、再犯防止・社会復帰支援の効果的実施のために社会福祉士をアドバイザーとして派遣する協定を結び、不起訴（原則として起訴猶予）処分、執行猶予判決が見込まれる人等で、高齢、身体・知的・精神等の障がい、貧困等の困難を抱えるなど福祉的支援が必要な人について、再犯防止のために有効な福祉、医療等の支援策を検討し、関係機関との調整等を実施して、円滑な社会復帰に向け、福祉関係機関や福岡保護観察所等と連携して、住居の確保や就労支援、その他の福祉的措置につなげる取組みが行われています（いわゆる「入口支援」）。

○福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、検察庁の依頼に基づき、本人の同意の下で、面接や各種心理検査が実施されています。

○福岡刑務所及び北九州医療刑務所には、社会福祉士資格を有する福祉専門官を配置して、特別調整等の業務のほか、福岡刑務所において「社会復帰支援指導」が実施されています。また、筑紫少女苑では、障がいのある在院者に特別調整等の業務を行っているほか、福岡刑務所の福祉専門官と連携して、福祉等に係る支援が行われています。

(2) 県の取組み

（福祉的支援の実施体制の充実）

○福岡保護観察所及び更生保護団体等との緊密な連携を図り、矯正施設出所後の高齢者や障がいのある人の支援の充実に努めていくとともに、必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう市町村との連携が進められています。

○再犯防止の観点から、高齢者や障がいのある人が、再び罪を犯さないようにするためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要である旨が「福岡県地域福祉支援計画」に盛り込まれています。

(高齢者・障がいのある人への保健医療・福祉サービスの提供)

○福岡県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設を出所した人、あるいは起訴猶予、執行猶予となった人のうち、自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人等に対して、福岡保護観察所や矯正施設等と連携・協力して、要介護認定や障がい者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援が行われています。(一部再掲)

○福岡県地域生活定着支援センターにおいて、特別調整対象者へのフォローアップ、関係者からの相談に対する助言や必要な支援が行われています。

◆福岡県地域生活定着支援センターの取組み

地域生活定着支援センターは、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対する社会復帰及び地域生活への定着を支援しています。保護観察所、矯正施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束中から釈放まで一貫した相談支援を実施しています。令和3年度からは、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活が困難な人に対する支援も開始されました。

福岡県では、平成22年7月に「福岡県地域生活定着支援センター」が設置され、その取組みが開始されました。地域での生活を継続するためには、支援対象者と伴走的に関わる人や機関の存在が不可欠です。支援対象者の状況や環境を考えながら、再び矯正施設に戻ることなく、その人らしい地域生活が実現できるよう、多機関と連携しながら支援を行っています。

【主な業務内容】

(1) コーディネート業務

矯正施設を退所する予定の人の帰住地調整支援を行います。

(2) フォローアップ業務

矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等を行います。

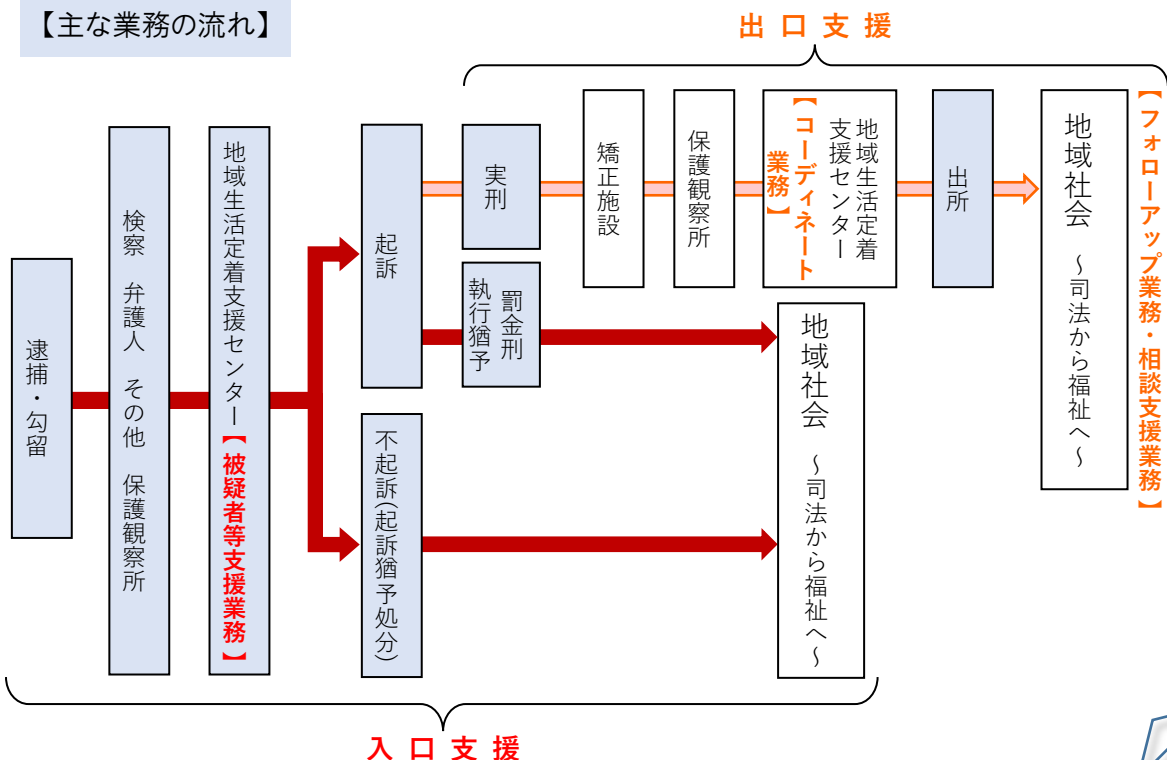
(3) 被疑者等支援業務

被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行います。

(4) 相談支援業務

犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援を行います。

【主な業務の流れ】

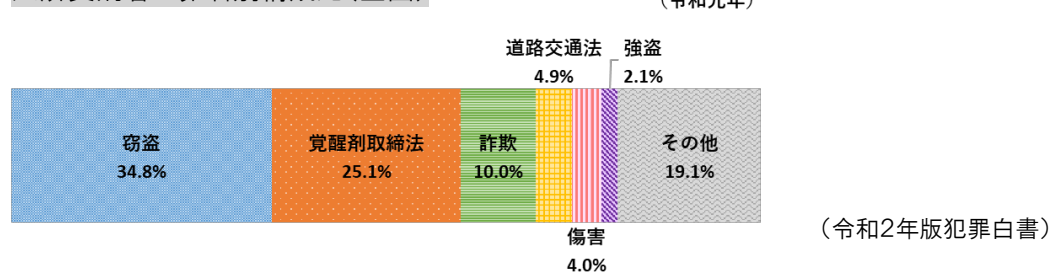


(2)薬物依存を有する者への支援等

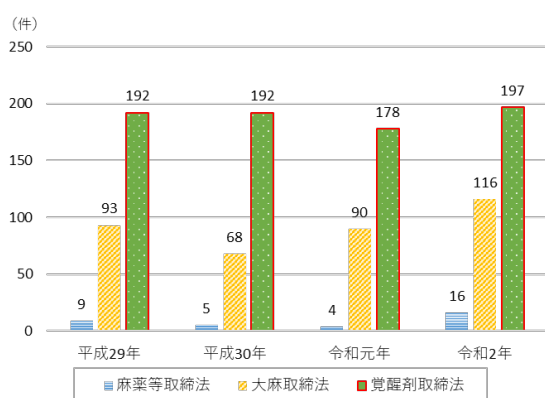
現状・課題

- 覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約 25%が覚醒剤取締法違反となっています。また、覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後 5 年以内に再び刑務所に戻ってきています。
- 本市における刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方、主な薬物事犯の検挙人員はほぼ横ばい状態となっております。また、令和 2（2020）年中に覚醒剤取締法で検挙された者 197 人のうち、179 人が再犯者であり、90.9%と非常に高い再犯者率となっております。
- 薬物事犯者は、犯罪や非行をした人たちであると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。
- 国においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、依存症回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制の整備等を実施しております。
- しかしながら、刑事司法関係機関、地域の保健医療・福祉関係機関、依存症回復支援施設や民間団体等において、効果的な支援等を行う体制が不十分であること、関係機関等の連携が不十分であることなどが指摘されています。

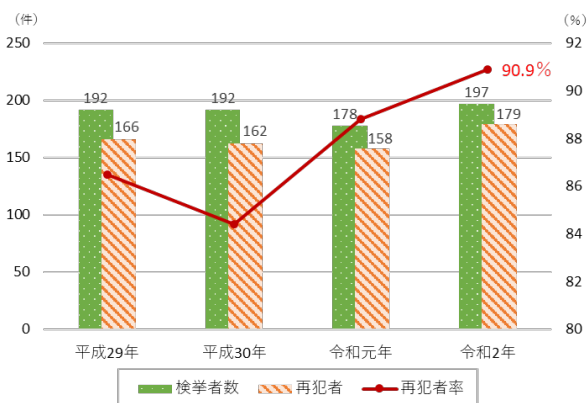
入所受刑者の罪名別構成比(全国)



主な薬物事犯別検挙人員の推移(福岡市)



覚醒剤取締法違反の再犯者の推移(福岡市)



(資料:福岡県警察)

取組みの展開

関係機関や団体と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めてまいります。併せて薬物乱用を防止するための啓発活動を実施してまいります。

【主な取組み】

34	相談支援窓口の設置及び薬物依存症者回復支援プログラムの実施
取組み内容	依存症専門相談：電話相談（火・木）と面接相談（1回／月）を実施しています。 薬物依存症回復支援プログラム（2回／月）を実施しています。
関係課	保健福祉局)精神保健福祉センター

35	福岡市薬物乱用防止対策推進協議会
取組み内容	市内の薬物乱用問題について、関係機関との連携・情報共有等を行います。
関係課	保健福祉局)地域医療課

再掲	保護観察所との連携会議
取組み内容	薬物依存を有する保護観察対象者について、本人の同意を得たうえで保護観察所と連携し、面談やセンターの薬物依存症回復支援プログラムの紹介、電話相談を実施しています。
関係課	保健福祉局)精神保健福祉センター

36	薬物依存問題を抱える家族のための教室
取組み内容	薬物依存症や本人への関わり方について、家族が学ぶ教室を開催しています。
関係課	保健福祉局)精神保健福祉センター

国・県の取組み

(1)国の取組み

○福岡保護観察所における「薬物再乱用防止プログラム」や福岡刑務所、北九州医療刑務所、福岡拘置所における「薬物依存離脱指導」、福岡少年院及び筑紫少女苑における「薬物非行防止指導」が実施されています。

○福岡保護観察所において、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働きかけを行っているほか、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、薬物依存を有する人に対して、薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援（入口支援）が実施されています。

(2)県の取組み

（治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実）

○福岡地方検察庁と協力し、薬物事犯初犯者で執行猶予判決が見込まれる対象者について、その同意を得た上で県の相談支援コーディネーターが対象者と面談し、支援計画の策定や、精神保健福祉センターが実施する回復プログラム、医療機関での治療、ダルク等自助グループ等の紹介や同行支援など、薬物依存症からの回復の機会につなぐ「薬物再乱用対策推進事業」を実施しています。

○福岡県精神保健福祉センターに相談支援窓口を設置するとともに、グループで薬物使用を止めるための具体的な対処方法を学習し、薬物問題を抱える仲間との交流を通して、依存症からの回復を支え合うための「薬物依存回復支援プログラム」を実施します。

また、薬物依存症の治療を提供できる専門医療機関の充実が取り組まれています。

（薬物依存症の治療・支援ができる人材の育成）

○精神保健福祉センター、保健所、保護観察所及び矯正施設等の関係機関との連絡調整を密に行い、「薬物依存回復支援プログラム」を実施する医療機関等の拡充や薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成が取り組まれています。

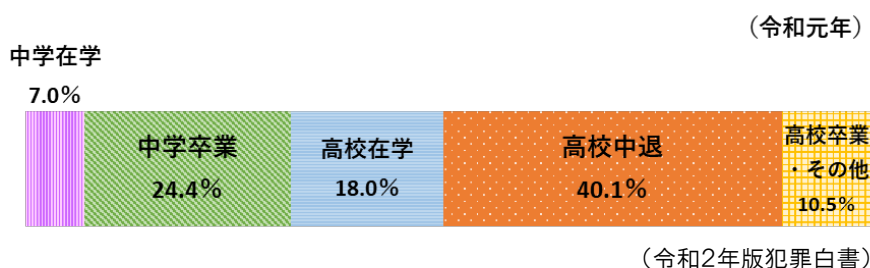
7 非行の未然防止、犯罪をした少年への継続した学びの支援



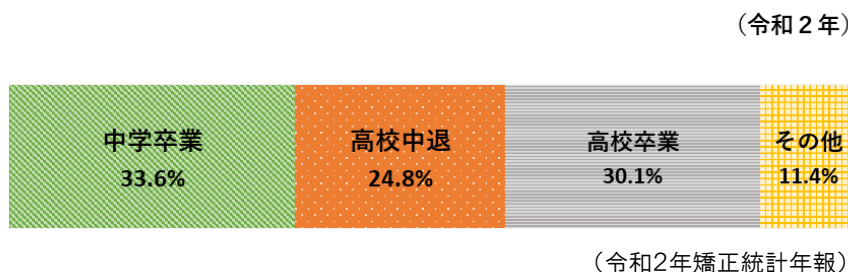
現状・課題

- 全国では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、令和元（2019）年に新たに少年院に収容された者の 24.4%、令和 2（2020）年に新たに刑事施設に収容された者の 33.6%が、中学卒業後に高等学校に進学していません。
また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、令和元（2019）年に新たに少年院に収容された者の 40.1%、令和 2（2020）年に新たに刑事施設に収容された者の 24.8%が高等学校を中退している状況にあります。
- 国においては、高等学校の中退防止のための取組みや、中学校卒業後に高等学校へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS 会^{※19}等の民間ボランティア協力による学習支援等を実施してきました。
- しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組みを更に推進する必要があること、犯罪や非行をした人たちの継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

少年院入院者の教育課程別構成比(全国)



入所受刑者の教育程度(全国)



※19 BBS 会

Big Brothers and Sisters の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。

取組みの展開

関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組みを推進するとともに、犯罪や非行をした少年の復学・進学に向けた支援、地域における居場所づくり等の取組みを進めていきます。

【主な取組み】

37	こども総合相談センターえがお館での非行防止相談事業
取組み内容	家出や不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為に関して、専門的・継続的な非行相談を受けています。
関係課	こども未来局)こども支援第1課・2課

38	児童相談所機能の強化 【拡充】
取組み内容	児童虐待や家庭内暴力、非行などへの相談支援機能を充実させるため、児童福祉司や児童心理司を増員するほか、医師、保健師、弁護士の配置による専門性の強化や、区役所との機能分化を推進しています。
関係課	こども未来局)こども支援第1課・2課

39	ボランティア活動等による立ち直り支援
取組み内容	非行を起こした少年等が支援団体とともに農業体験等を行い、立ち直りに向けて第一歩を踏み出す機会を創出します。
関係課	こども未来局)こども健全育成課

40	非行を起こした少年等の居場所づくり
取組み内容	中高生を中心とした若者の居場所として「フリースペースてい〜んず」を運営するとともに、地域における居場所づくりの支援を行います。
関係課	こども未来局)こども健全育成課

41	非行を起こした少年等の居場所づくり2
取組み内容	遊び・非行型不登校の児童生徒に対して、体験活動やカウンセリングなどを実施することなどで、立ち直り支援を行います。
関係課	教育委員会)中学校教育課

42	性暴力対策アドバイザー派遣事業
取組み内容	福岡県が、福岡県性暴力根絶条例に基づき実施している制度で、小学校、中学校、高等学校などにおいて、性暴力根絶に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザーを市内の学校にも派遣します。
関係課	教育委員会)中学校教育課、市民局)防犯・交通安全課

43	区青少年育成推進事業
取組み内容	区において、地域、学校、関係機関と連携しながら、健全育成、非行防止、啓発活動など、地域に根ざした各種青少年育成事業を推進します。
関係課	各区青少年担当課

国・県の取組み

非行防止等のための取組み

(1) 国の取組み

○福岡保護観察所では、復学等が見込まれる少年院在院者や中学校在学中の保護観察対象者については、学校等と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な生活環境調整及び保護観察が行われています。

また、本人が転入学を希望している場合には、被害者や共犯者等が通学している可能性等を留意し、少年院、保護司及び引受人等と緊密に情報を共有しながら、生活環境の調整が行われています。

さらに、少年院においても、在院者の円滑な社会復帰に向けて、復学、卒業、進学等に係る必要な調整・手続が行われています。

○福岡少年鑑別所では、「法務少年支援センターふくおか」として、小倉少年鑑別支所では、「法務少年支援センターこくら」として、地域社会における非行及び犯罪に関する諸問題について、少年、保護者、学校関係者等に対して、必要な情報の提供、助言及び援助が行われています。

○福岡少年鑑別所（法務少年支援センターふくおか）及び小倉少年鑑別支所（法務少年支援センターこくら）では、小・中学校、関係機関等において、法務教官等による法教育授業を実施しています。

(2) 県の取組み

（適切な指導等の実施）

○非行の未然防止や健全育成のため、学校等と家庭が連携した規範意識育成の取組みの充実を図るとされています。

○県内全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置を目指し、不登校などの教育課題解決のための支援体制を整備し、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図るための支援を行うとされています。

○少年及び保護者への継続的な連絡や訪問、面接により、積極的な助言・指導を行うとされています。

就学支援の実施

(1)国の取組み

○福岡少年院及び筑紫少女苑における復学・進学に係る調整や教科指導、福岡少年院では、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会員による非行少年に対する学習支援が実施されており、福岡少年院、筑紫少女苑及び福岡刑務所では、高等学校卒業程度認定試験受験に向けた取組みが行われています。

○福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所においては、入所者への学習機会の付与として、希望者に学習支援が行われています。

(2)県の取組み

(円滑な学びの継続に向けた支援)

○やむなく高等学校を中途退学することになった人に対する相談窓口をまとめた「コース・アシスト・カード (進路支援カード)」の配布が行われています。

○問題を抱える生徒への支援のためのスクールカウンセラー等の配置に対する私立高等学校への助成や当該生徒を含むすべての生徒を対象として、カウンセリングや学習指導等の継続的な支援を行っている学習支援センターへの助成が行われています。

○児童相談所では、非行少年の生活態度の改善や犯罪の未然防止を図るため、非行少年への指導や非行少年に直接関わる保護者や学校の関係者等に対する相談支援が行われています。

○児童自立支援施設 (県立福岡学園) では、入所中の非行少年に対して、退所後の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、同施設内に設置された分校との連携のもと、一人ひとりの能力に合わせた学習指導が行われています。

◆福岡市内の矯正施設での取組み 1

福岡少年院(南区:昭和13年発足)

本施設では、自動車整備学校やケアスキルセンターを併設の上、「自動車整備科」や「介護福祉科」を職業指導の実施種目とし、資格取得を含む在院者の就労に向けた指導・支援を実施しています。また、地域内の福祉施設において清掃作業を行うなどの社会貢献活動も行っています。



近年では、九州大学法科大学院と各々の教育の発展のため、「教育連携についての協定書」を締結するとともに、福岡県警、教育機関、BBS等と連携し、薬物や飲酒等の諸問題に対する指導や修学・復学支援等を含む社会復帰支援の充実を図っています。



福岡少年鑑別所(法務少年支援センターふくおか) (南区:昭和24年現中央区にて発足, 昭和43年移転)

少年鑑別所の業務は、大きく鑑別と地域援助に分けられます。鑑別は、家庭裁判所、保護観察所等の依頼により、鑑別対象者に対し面接や各種心理検査等を行うことで実施しています。また、入所中は、健全な育成のため、学習支援や教養の付与、情操の涵養等の支援を行っています。



地域援助業務は、司法、教育、保健福祉、医療等様々な関係機関からだけでなく、家庭でのしつけや悩み、職場・学校のトラブルを抱えた個人等からも依頼を受け、その依頼に応じて、各種検査の実施や情報提供等の支援を行っています。また、教育機関における法教育の実施にも力を入れるなど、現在も活動の幅を広げているところです。



【参考】

※少年院

家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設のこと。

※少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設のこと。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

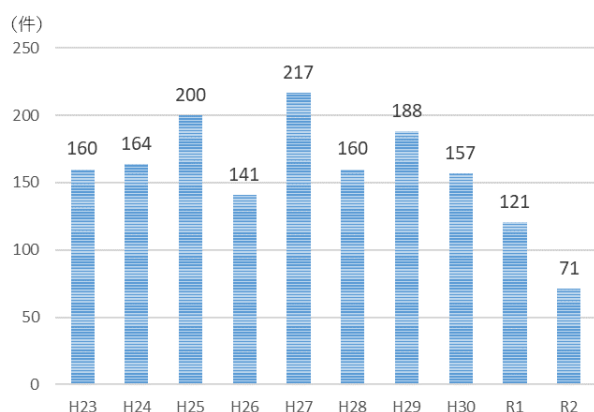
8 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導



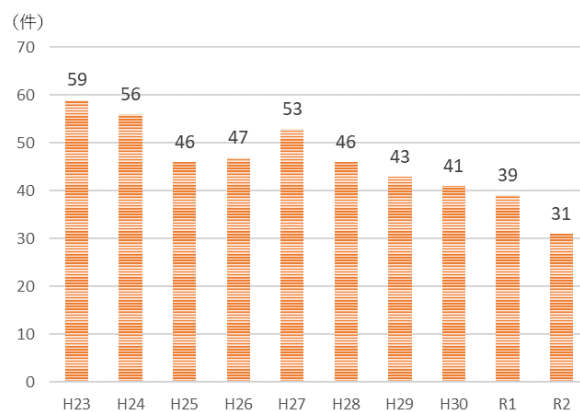
現状・課題

- 再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性をもって継続的に働きかけることが重要であると考えられます。
- 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援等の実施を図ってきました。
- しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があります。
特に、犯罪をした人のうち、少年や若年者などについては、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体などが連携した様々な教育的な働きかけを行うことが重要です。
- 本市における令和2（2020）年中の強制わいせつ等認知件数は71件であり、近年減少傾向にあるものの、性犯罪・性暴力は「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を著しく傷つける悪質な犯罪です。また、令和2（2020）年中の飲酒運転事故発生件数は31件であり、同じく近年減少傾向にあるものの、飲酒運転撲滅を目指す本市として、飲酒運転による悲惨な交通事故の教訓を風化させないよう官民連携して取り組んでいくことが重要です。

強制わいせつ等認知件数(福岡市)



飲酒運転事故発生件数(福岡市)



(福岡県警察による集計)

取組みの展開

犯罪をした人たちの特性や地域の特性に応じた取組みを実施するため、関係機関との連携を図りながら、少年・若年者に対する支援、飲酒運転撲滅に向けた取組み等を進めてまいります。

【主な取組み】

44	こども総合相談センターえがお館での相談事業
取組み内容	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施します。
関係課	こども未来局)こども支援第1課・2課

再掲	ボランティア活動等による立ち直り支援
取組み内容	非行を起こした少年等が支援団体とともに農業体験等を行い、立ち直りに向けて第一歩を踏み出す機会を創出します。
関係課	こども未来局)こども健全育成課

45	飲酒運転撲滅に向けた取組みの実施
取組み内容	地域や市民団体、NPO、事業者、行政、警察などと連携し、各種キャンペーンの実施や、様々な媒体を活用した広報啓発を行うなどにより、飲酒運転撲滅の気運を高め、飲酒運転の撲滅（ゼロ）を目指します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課

46	アルコール保健対策事業
取組み内容	アルコールに関する相談受付及び家族教室、講演会等を開催、また、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づき、飲酒運転初回違反者を対象にした適正飲酒指導を実施します。
関係課	保健福祉局)精神保健福祉センター、各区健康課

47	性暴力根絶に向けた取組みの実施
取組み内容	関係機関との連携を図りながら、様々な媒体を活用した広報啓発等を行います。 また、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例に基づき、性暴力根絶に向けた取組みを実施します。
関係課	市民局)防犯・交通安全課

48	暴力団事務所撤去運動支援事業
取組み内容	<p>○福岡市暴力団事務所撤去運動支援事業補助金 市民等が行う暴力団事務所撤去のための活動に要する経費（訴訟前の弁護士相談費、暴追大会関連経費）を助成します。</p> <p>○暴力団排除活動グッズの貸出 暴力団排除活動を目的とした「集会」、「大会」等を実施予定している団体、企業に「暴力団排除活動グッズ」を無償で貸し出します。</p>
関係課	市民局)防犯・交通安全課

国・県の実施状況

暴力団員の社会復帰に対する支援

(1)国の取組み

○福岡刑務所において、県と連携して、暴力団員である受刑者に、自己の問題点を考えさせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し、離脱の決意を固めさせた上で、出所後の生活設計を立てさせるなどの「暴力団離脱指導」が実施されています。

○福岡少年院及び筑紫少女苑において、暴力団への加入や暴力団との交友の問題性についての指導が行われています。

(2)県の実施状況

（暴力団員の社会復帰対策の推進）

○離脱希望者に対して、矯正施設、福岡保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸にした離脱支援が取り組まれています。

○公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターにおける離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金及び見舞金制度を効果的に活用するなど、企業支援を充実させ、協賛企業の拡大が取り組まれています。

○県民等に対し、暴力団員の社会復帰に対する支援の必要性について情報発信を行うなど、社会全体の理解促進が取り組まれています。

飲酒運転防止のための取組み

(1)国の取組み

○福岡拘置所において、交通違反や事故の原因を考えさせることにより、遵法精神、人命尊重の精神を育てる「交通安全指導」が実施されています。

○福岡少年院では、飲酒運転に係る被害者遺族による講話を実施しており、家族を失った遺族の思いを直接聞くことにより、被害を受けた方々の心情に対する理解を深めさせ、出院後の被害者に対する具体的な慰謝の方法について考えさせています。

○福岡保護観察所において、保護観察対象者に対する「飲酒運転防止プログラム」を実施しているほか、「社会貢献活動」として、民間団体の協力のもと、飲酒運転根絶に向けた街頭広報活動が実施されています。

(2) 県の取組み

(飲酒運転違反者に対する専門的処遇)

○飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診等の義務履行を促進し、アルコール依存症と診断された人の治療継続を指導するほか、アルコール依存症と診断されない人についても適切な飲酒行動の指導が取り組まれています。

(飲酒運転防止に関する啓発活動の推進)

○平成 30 (2018) 年度に策定した「第 3 次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画」に基づき、各機関が連携した飲酒運転撲滅に向けた取組みを推進するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。そして見逃さない」という県民意識の定着が図られています。

○「福岡県アルコール健康障がい対策推進計画」に基づき、アルコールに関する問題の相談に対し、必要に応じて、専門医療機関や自助グループ、回復施設等との連携・支援を行うなど、アルコール健康障がい対策が推進されています。

性犯罪等加害防止のための取組み

(1) 国の取組み

○福岡保護観察所における「性犯罪者処遇プログラム」や福岡刑務所における「性犯罪者再犯防止指導」、福岡少年院における「性非行防止指導」、福岡少年鑑別所(法務少年支援センターふくおか)と小倉少年鑑別支所(法務少年支援センターこくら)における「性的問題行動防止ワークブック」を用いた面接が実施されています。

○子どもを対象とする暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている人の出所情報は、警察庁において「再犯防止措置対象者」として登録するとともに、出所後の帰住先を管轄する都道府県警察に通知されることになっています。

○福岡保護観察所において、県との連携のもと、ストーカー行為等に係る保護観察付執行猶予者及び子どもに対する暴力的性犯罪等に係る仮釈放者等の再加害行為及び再犯の防止に取り組まれています。

○福岡地方検察庁において、性被害者等が再び被害に遭わないよう、被害者が希望する場合には、受刑者の釈放直前に、釈放予定時期の通知を行い、接触を避けるための措置が取られています。

(2) 県の取組み

(再犯防止に向けた措置等の実施)

○子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する再犯防止に向けた措置を行うとともに、出所後の継続的所在地の確認及び面談が行われています。

○性暴力加害者相談窓口において、性暴力根絶条例で住所等の届出を義務付けられた者を含む性暴力加害者への専門的な指導プログラムの提供や治療支援等により、性犯罪の再犯防止に努められています。

(性暴力根絶等に関する教育・啓発)

○性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザーを学校等に派遣し、性暴力根絶はもとより二次的被害を防止する教育・啓発が推進されています。

○「性暴力根絶に向けた指針」を策定し、指針の内容に基づき、性暴力の根絶に向けた啓発活動等が推進されています。

(ストーカー加害者等に対する専門的処遇)

○ストーカー加害者等に対し、公費による精神保健福祉士との面談を支援するなど、医療機関等の協力を得て、カウンセリング等の受診に向けた働きかけが行われています。

○配偶者等からの暴力、いわゆるDV (Domestic Violence) からストーカーに発展する事案も多いことから、DV加害者の更生対策について取り組まれています。

◆福岡市内の矯正施設での取り組み 2

筑紫少女苑(東区:昭和24年南区にて発足、昭和63年移転)

本施設は、女子少年を収容する少年院ですが、男子施設に比して、年齢の違い、障害の有無等、多様な特性を持つ少年たちを同一施設に収容していることもあり、必要に応じて、地域生活定着支援センター等と連携し、福祉的支援を実施するなど、特性に応じた支援を実施しています。

また、全国に先駆けて「マインドフルネス瞑想」を導入し、自己の思考・感情への気づきを図る取組を実施している他、女子少年の特性に配慮した「摂食障害」、「自傷行為」、「性問題行動」に対するプログラム等が行われていることも本施設の特徴の一つです。



福岡拘置所(早良区:大正5年現中央区にて発足、昭和40年移転)

拘置所は、主として、刑事裁判の対象となる未決拘禁者や、刑の確定後に他の刑務所へ移送される前の受刑者を収容しています。その他にも、被収容者の食事や洗濯等の施設運営に必要な作業を行う受刑者や刑期が短いため移送の対象外となる受刑者もいます。

そのため、拘置所では被収容者の身分に応じた福祉、医療、就労等の支援を実施しているところであり、本施設においても、各種支援の更なる充実を目指し、司法、医療、福祉関係機関や地方自治体職員等と各種協議会を実施するなどして、各関係機関との連携強化を図っています。



福岡矯正管区再犯防止推進 イメージキャラクター



福岡矯正管区とは

九州・沖縄地方に所在する矯正施設(刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所)を管轄し、これらの施設の指導・監督を主な業務とする法務省矯正局の地方支分部局です。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

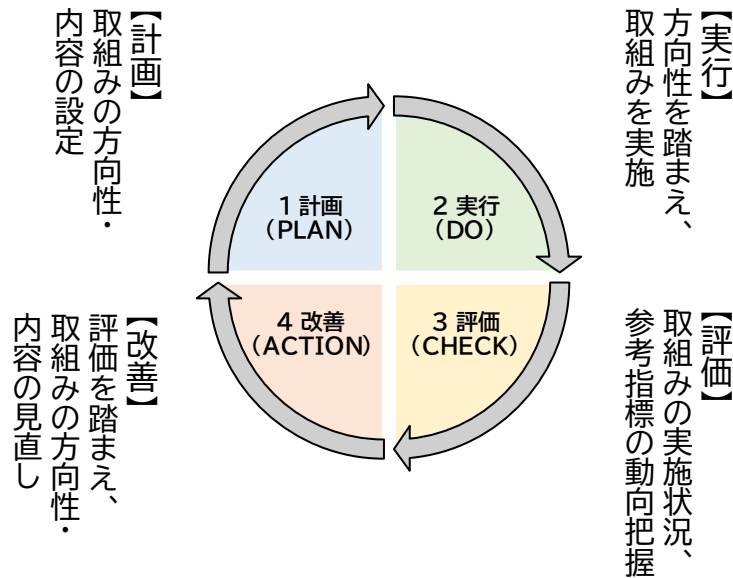
本計画に掲げた取組みを効果的・効率的に推進するため、庁内の再犯防止施策に携わる関係部局で構成する「福岡市再犯防止推進連絡会議」を活用し、関係課相互の情報共有や意見交換等を行い、これまで以上に連携を強化することにより、全庁的な視点で再犯の防止等に関する取組みを推進していきます。

また、国や民間の関係機関・団体で構成する「福岡市再犯防止推進検討会」との連携協力のもと、再犯防止に係る取組みを総合的に推進していきます。

2 進行管理

取組みの進捗状況等を定期的に把握し、PDCAサイクルにより、本計画に基づく取組みの着実な推進を図ります。

【PDCAサイクルのイメージ】



再犯防止の推進に関する法律 [概要]

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

(出典：法務省)

再犯防止推進計画 [概要]

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

（出典：法務省）

福岡市再犯防止推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第24条に規定する地方公共団体の施策を講じるにあたり、再犯防止に係る意見の聴取及び必要な施策について検討するため、「福岡市再犯防止推進連絡会議」（以下「連絡会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福岡市における再犯防止推進計画の策定及び変更、並びに進捗管理に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市民局生活安全部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め意見を聞くことができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第5条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会には、幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は市民局生活安全部防犯・交通安全課長をもって充てる。
- 5 幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、市民局生活安全部に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	市民局生活安全部長
委員	こども未来局こども部長 こども未来局こども総合相談センター副所長 保健福祉局総務企画部長 保健福祉局生活福祉部長 保健福祉局健康医療部長 保健福祉局高齢社会部長 保健福祉局障がい者部長 経済観光文化局総務・中小企業部長 住宅都市局住宅部長 教育委員会指導部長

別表第2（第5条関係）

幹事長	市民局生活安全部防犯・交通安全課長
幹事	こども未来局こども部こども健全育成課長 こども未来局こども総合相談センターこども支援第1課長 保健福祉局総務企画部地域福祉課長 保健福祉局生活福祉部保護課長 保健福祉局生活福祉部生活自立支援課長 保健福祉局健康医療部地域医療課長 保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター所長 保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長 保健福祉局障がい者部障がい者支援課長 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課長 住宅都市局住宅部住宅管理課長 教育委員会指導部安全・安心推進課長

福岡市再犯防止推進検討会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第24条に規定する地方公共団体の施策を講じるにあたり、再犯防止に係る意見の聴取及び必要な施策について検討するため、「福岡市再犯防止推進検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福岡市再犯防止推進計画の策定及び変更、並びに進捗管理に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる機関及び団体に所属する者（以下「委員」という。）で構成する。

(会議)

第4条 検討会は、必要に応じて市民局生活安全部長が招集し、座長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、市民局生活安全部防犯・交通安全課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、市民局生活安全部長が定める。

附則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名
法務省 福岡保護観察所
法務省 福岡矯正管区
法務省 福岡地方検察庁
福岡県地域生活定着支援センター
福岡市社会福祉協議会
福岡市保護司会連絡協議会
福岡市更生保護女性会連合会
公益財団法人 日本財団

用語集

番号	用語	説明
	あ行	
1	入口支援	刑事司法の入口の段階（矯正施設に入所するに至る前の段階）で、主に高齢又は障がいのある被疑者等の福祉の支援を必要とする人に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組みのこと。
	か行	
2	仮釈放	「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。
3	鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。
4	帰宅先	刑事施設、少年院に収容されている人が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所のこと。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
5	起訴	公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。
6	起訴猶予	検察官が、犯罪の事実が明白な場合において、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により起訴を必要としないときにする処分のこと。
7	教誨師	矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨（読経や説話等による精神的救済）を行うボランティアのこと。
8	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するもの。
9	矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）	受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。 具体的には、受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、以下の3つのサービスを提供している。 ●雇用情報提供サービス ・全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰る場所などの情報を一括管理 ・事業主の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介 ●採用手続き支援サービス ・事業主の矯正施設での採用手続きを広くサポート ●就労支援相談窓口サービス ・事業主に対する奨励金などの支援制度の案内 ・事業主に対する矯正施設見学会、職業訓練見学会等の案内 なお、九州・沖縄地区を担当する福岡矯正管区矯正就労支援情報センター室（福岡市）は、通称を「コレワーク九州」として活動している。
10	協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。
11	居住支援協議会	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の大家等の双方に、住宅情報の提供等の支援を行う。
12	居住支援法人	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

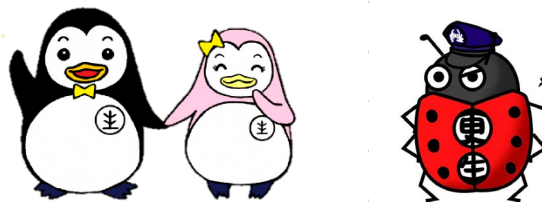
13	禁錮	無期及び有期とし、有期禁錮は1月以上20年以下とされている。刑事施設に拘置されるが、刑法上、作業の義務が課されていない点が懲役とは異なる。
14	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のこと。
15	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。 刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。
16	刑法犯	刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。
17	刑務所	主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。
18	刑務作業	刑法に規定された懲役刑を執行する場として、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための重要な受刑者処遇の一つ。
19	刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金のこと。
20	検挙	捜査機関が刑事事件における犯人を明らかにすることができたこと、さらに犯人として引致できたことをいう。
21	検察庁	検察官の行う事務を統括するところであり、検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを定める。また、検察官は自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもある。
22	更生緊急保護	保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。
23	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。
24	更生保護サポートセンター	保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。 平成20年度から整備が行われ、令和元年度末までに全国の保護司会に整備した。
25	更生保護施設	刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている民間の施設のこと。現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されている。 市内には、3施設ある。（施設名、定員数など） ・梅香寮 定員 女子20人（成人13人・少年7人） ・福岡弥生寮 定員 男子20人（成人15人・少年5人） ・福正会 定員 男子20人（成人20人）
26	更生保護女性会	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体のこと。
27	更生保護法人	法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体のこと。

28	拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。
	さ行	
29	再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。
30	再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人のこと。
31	再犯者率	検挙された者の中で、過去にも検挙等された者がどの程度いるのを見る指標。
32	再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるために、7月を再犯防止啓発月間に定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされている。
33	再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのを見る指標。
34	執行猶予	「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。以前に懲役刑又は禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす場合に、判決で3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、情状により、刑の全部の執行（刑務所に入ることを）を1年から5年の範囲で猶予することができる。また、同様に3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することができる。猶予されている期間は、刑務所に入ることはないが、その期間内に再び犯罪を犯すなどしたときは「猶予」が取り消され、刑務所に入ることとなる。
35	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
36	児童相談所	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関のこと。児童福祉法に基づき、各都道府県等に設置されている。
37	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントを実施している。なお、平成28年12月に成立した再犯防止推進法においても、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間に定めており、「社会を明るくする運動」は、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。
38	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。
39	住宅セーフティネット制度	「新たな住宅セーフティネット制度」は、平成29年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、始まった制度のこと。民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的としてしており、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援の3つの柱から成り立っている。

40	就労支援事業者機構	経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきとの考えから、平成21年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、また、地方単位の就労支援事業者機構（都道府県就労支援事業者機構）が全国50か所（各都道府県に1か所ずつ、北海道は4か所）に設立され、刑務所出所者等を雇用した場合の協力雇用主への助成事業などの就労支援事業を実施している。
41	受刑者	懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者のこと。
42	少年院	家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設のこと。
43	少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設のこと。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。
44	少年警察ボランティア	県警本部長等（福岡県においては警察署長）の委嘱を受けた少年補導員及び県公安委員会の委嘱を受けた少年指導委員のことで、少年の健全育成・非行防止のための活動を行うボランティアのこと。
45	少年刑務所	主に26歳未満の受刑者を收容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。全国に6箇所、九州では佐賀少年刑務所がある。
46	少年サポートセンター	県内5か所に設置され、少年補導職員（少年非行などに対応する専門の警察職員）が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、少年の立ち直り支援、広報啓発、街頭指導など幅広い活動を行っている。 ※福岡市は1か所
47	処遇	警察等で検挙された者が、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。
48	触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のこと。
49	自立準備ホーム	平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を自立準備ホームと呼んでいる。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。
50	スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す。
51	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る専門家のこと。
52	精神保健福祉センター	都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障がい者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担っている。
53	生活環境の調整	受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

54	生活困窮者自立支援制度	平成27年4月から始まった制度であり、「就労、心身、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援すること。 再び最低限の生活を維持できなくなるがないよう、生活保護から脱却した人も支援の対象となる。
た行		
55	ダルク	Drug Addiction Rehabilitation Center の略で、薬物依存者の回復を支援する民間施設。
56	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
57	地域生活定着支援センター	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関のこと。 2009年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。
58	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。
59	地域若者サポートステーション	働くことに悩みや課題を抱えている15歳から49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。通称「サポステ」。
60	懲役	無期及び有期とし、有期懲役は1年以上20年以下とされている。刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰のこと。
61	出口支援	刑務所や少年院といった矯正施設から出所等する者に対して行う社会復帰支援のこと。
62	篤志面接委員	矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。
63	特別調整	高齢又は障がいを有する人で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組みのこと。 具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その人が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行うこと。
な行		
64	認知件数	警察が発生を認知した事件の数のこと。
65	入所受刑者（新受刑者）	裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに刑事施設に入所するなどした受刑者のこと。
66	農福連携	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組みのこと。
は行		
67	犯罪少年	罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）のこと。

68	犯罪をした者等	犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者のこと。
69	BBS会	Big Brothers and Sistersの略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。全国で約4,500人の会員が活動している。
70	非行少年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪少年…罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。 ・ 触法少年…14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。 ・ ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
71	婦人補導院	売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された成人女性を収容する施設のこと。
72	法務少年支援センター	少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関のニーズに幅広く対応している。
73	保護観察	保護観察対象者（保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その人に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して指導監督及び補導援助を行うこと。
74	保護観察所	地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている。
75	保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。全国で約4万7,000人が活動している。市内では7つの保護区があり、令和3年4月1日現在476名の保護司が活動している。
ま行		
76	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。



更生ペンギンのホゴちゃん(左)、サラちゃん(右) コウセイテントウ

福岡市再犯防止推進計画

◎編集・発行

福岡市 市民局 生活安全部 防犯・交通安全課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL : 092-711-4054 FAX : 092-711-4059

